

『復興への道標』
みちしるべ

東日本巨大地震・津波災害及び原発事故対策に関する

第3次提言

自民党

平成23年5月27日

第二次補正予算の編成を急げ！

わが党は国難とも言うべきこの大災害に対処するため、党派の垣根を越えて懸命に努力を重ねているところである。第一次「緊急提言」に引き続いて第二次提言を明らかにし、「平成 23 年度第一次補正予算」の成立にも最大限の協力を果たしてきた。

わが党は、被災地を思いスピードを優先して一次補正予算には賛成したものの、そもそも政府の補正予算は極めて不十分との考えであった。一次補正予算には、鉄道や防波堤等の基本的なインフラ復旧予算や学校施設・公立病院等の再建予算もほとんど組み込まれておらず、住宅支援や中小企業の資金繰り支援等の生活・産業再生支援も不十分である。そこで、わが党は、さらなる被災地支援の必要性を議論し、「第三次提言」を取りまとめた。二次補正なくして本格復旧も被災地再生もなく、われわれは政府に対し、早急な第二次補正予算の編成を重ねて強く求めるものである。

目 次

『きずな基金』の考え方	P 2
改めて要請する特記事項	P 3
わが党が具体的に準備を進める議員立法	P 5
【Ⅰ】政府の支援体制の確立	P 7
【Ⅱ】被災自治体への応援体制の構築	P 7
【Ⅲ】避難所対策	P 9
【Ⅳ】被災者支援	P 10
【Ⅴ】応急仮設住宅の建設促進	P 21
【Ⅵ】ライフラインの復旧	P 22
【Ⅶ】産業の復興	P 22
【Ⅷ】生活・産業インフラの復旧等の支援	P 28
【Ⅸ】農業・農村支援対策	P 33
【Ⅹ】林業・山村支援対策	P 40
【Ⅺ】水産業・漁村支援対策	P 42
【Ⅻ】その他	P 45
提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置（案）	P 48
原発・エネルギーに関する指摘事項	P 68

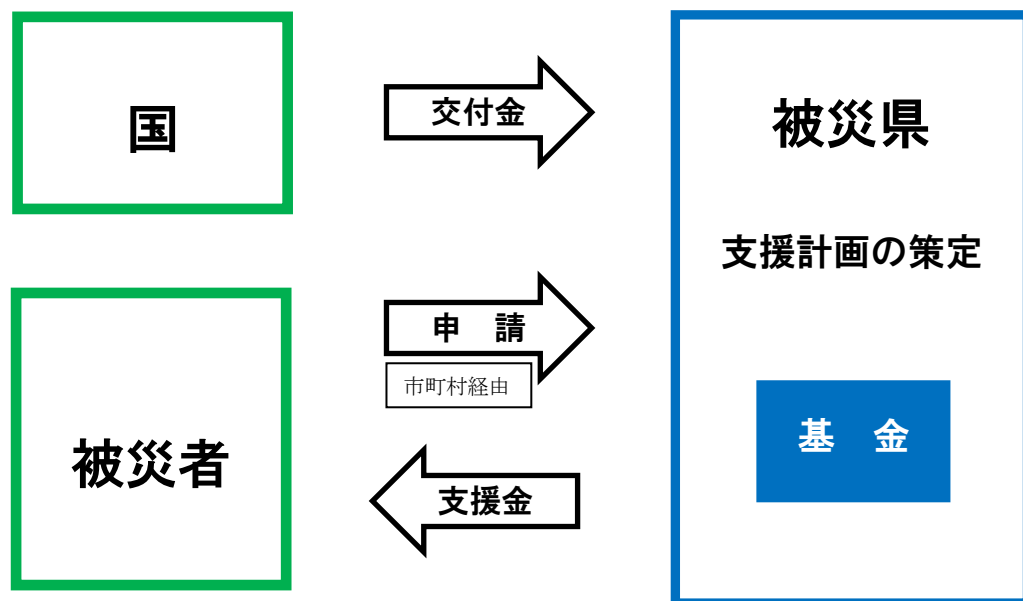
『きずな基金』の考え方

◇ 基金の概要

現行の諸制度では、きめ細かな生活の支援や産業の復旧、さらに長期的に資金を必要とするインフラ整備を含めた総合的な生活再建は困難である。災害発生から2カ月が経過したこと等を踏まえ、復旧から復興へ繋ぐ基金として、被災者及び被災事業者の生活再建を支援する『きずな基金』を創設する。

✚ 設置期間 3年（被災者・被災事業者の生活再建を目指す）

✚ 規 模 2次補正予算要求額 3, 000億円



◇ 「支援計画」のイメージ

- 生活安定化へのステップに応じて段階的に支援金を支給する。
- 地震、津波、火災、原発事故など県によって被災状況が著しく異なることから、基金の使途は被災県が自由に定めるものとする。
例：水産関係冷凍・冷蔵庫の復元支援、公民館・体協スポーツ施設の改修支援など
- 計画に応じて基金の積み増しを行う。

ガレキ処理の対策

①国の責任の明確化とその周知徹底

現在、ガレキ処理の実施主体は市町村であり、費用を国が負担する体制となっているが、ガレキ全般にわたって、国が主体となって処理の工程表を示す等、総合調整を図りながら進めていくべきである。

費用については、市町村が安定的に取り組めるように、交付税措置を加えるのではなく補助率を10割とすべきである。なお、補助対象に焼却施設も含める。わが党は、議員立法による法整備を進めている。

特に、海のガレキの早期撤去は、航路の再開、漁業の復旧の大前提であり、早急に取り組む必要があるが、実施主体、費用負担の双方に関する方針が今一つ不明確である。処理の困難性に鑑みても国が10割負担し、国の責任で進めるべきである。

②ガレキの仮置き場の確保

地元においてガレキの仮置き場の確保を急いでいるが、十分な用地の確保に難航しており、対応の遅れている県もある。阪神・淡路大震災では、公園、民有地、河川敷を廃棄物の仮置き場として利用しており、特に水没農地を含め民有地の活用を進めるべきである。早期の確保に向けて、借料その他につき国の責任において措置を行うべきである。また、最終処分にあたっても国は明確な方針を示すべきである。

③放射性物質など有害物質を含むガレキの処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、対象となる廃棄物から放射性物質及びこれによって汚染された物が除かれており、他に放射性物質が付着した廃棄物についての処理を定めた法令が存在しない。現在、環境省が方針を作成するため関係省庁と協議中であるが、放射性物質で汚染されたガレキの取り扱いについて、早急にその処理方針を策定するとともに、これを定めた特別措置法を制定すべきである。また、アスベスト等の有害物質についても十分に留意すべきである。

④ガレキの発注単価の統一及び民間の自発的処理への公的補助

- ・補助の根拠法律にかかわらず諸経費を含め実勢価格を踏まえて、迅速かつ円滑な発注に努めること。その際、ガレキの性状等によって作業内容が過重となる実態を踏まえること。
- ・民間で自発的に行ったガレキ処理も全額公費負担とする。

⑤ヘドロ処理対策

ヘドロ処理については、国が責任を持って実施すること。

仮設住宅の課題

①国による総合調整

資材・要員の確保に留まらず、建築完了に至るまで国が一元化して総合調整を図り進めていく体制を再構築し、完成に向けた行程表を示すべきである。

②民有地の活用

民用地の活用のため、国が借料・造成費用及び復元費用（田畑等）に関し十分な措置をとるべきである。

③仮設住宅における生活物資の調達

避難所から仮設住宅に移った場合でも、一定期間、生活物資の調達について国が負担できるよう、法改正を含めて対応措置を図るべきである。

④集落・コミュニティ単位での入居の推進

コミュニティ単位での入居を推進することが必要である。運用で可能だが、法律に集落単位での入居の配慮規定を盛りこむことも検討すべきである。

⑤仮設入居期間の延長

入居期間が2年であることが被災者の不安を生み、滞留につながっている。入居期間の制限を撤廃することは運用でも可能だが、法律で明記することが望ましい。

⑥仮設住宅から仮設住宅への移住

一度他の自治体に所在する応急仮設住宅に入っても、その後、元の居住地に建設された応急仮設住宅へ入居することを可能とするよう法改正も含めた措置を検討すべきである。

⑦丘陵地等の造成工事への対応

丘陵地等の難工事地帯への仮設住宅建設については、平坦地化するための造成費用等について全額国が負担する。

⑧多様な規格の仮設住宅の提供

世帯構成や生活様式など、地域特性に応じた住宅整備や、高齢者や障害者等にもやさしい住宅設備など多様な規格の住宅が提供できるよう対応する。

⑨仮設住宅建設事業における被災者の雇用

地域の雇用促進・生活支援の観点から、建設事業に地域の被災者を雇用する。

『二重債務問題救済法案』（仮称）

- 1) 被災者の再スタートを支援し、被災地域からの産業や人口の流出を防ぎ、復興の前提を確保するため、被災者（中小・小規模企業、個人事業者、農林水産業者等）の既存債務を公的な機構で買取り、資本扱いとし、経営助言等を行って、長期の再生を目指す。
- 2) 事業関連性がない個人住宅ローンについては、各人の希望に応じて簡素な債務整理（特定調停、民事再生等）を実施し、個人所有住宅の新規取得を希望する被災者には公的な低金利・据置長期の融資、公的住宅の一定期間後の払下げ、個人の所有地との交換を検討する。年齢等の理由により個人所有住宅の再取得を希望しない被災者については、福祉施設等への入居を公的に支援する。
- 3) 財源は、政府保証や、交付国債を活用して、即時の税金投入を最小限に抑えとともに、業界のセーフティーネット資金〔預金、貯金保険等〕を活用し、持込金融機関の関与も担保する。原発由来の債務にかかる負担は、原発災害の補償制度への求償を行う。

「原子力損害賠償の国の仮払いに関する法律案」（仮称）

原子力損害賠償に関して避難者をはじめ、農林漁業者及び中小企業者に対して早期の支払いのため、国が仮払いをするための措置を行う。

「災害救助法の一部を改正する法律案」（仮称）

救助の種類として、ガレキ処理を定め、ガレキの処理費用について、今回のような大規模な災害の場合は、国が全額負担することを定める。

「原発事故調査委員会法案」（仮称）

東日本大震災による原子力事故を教訓とし、このような事故の再発を防ぐことが肝要である。このため、国会に原子力事故調査委員会を設置し、事故の経緯・原因等を徹底的に調査・究明する。

『東日本大震災に対処するための私立学校建物等災害復旧事業に係る特別の助成措置等に関する法律案』（仮称）

- 1) 私立学校（学校教育法1条の「学校」）の災害復旧に要する工事費及び事務費について、国が「3分の2を補助する」（国庫補助の公立学校と同率へのかさ上げ）。さらに、残りの3分の1の災害復旧事業について、地方公共団体が私学助成を行う場合は、国が当該地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付する。
- 2) 専修学校等の災害復旧に要する工事費及び事務費について、国は「予算の範囲内において、その3分の2を補助することができる」（従来の制度にはない国庫補助の創設）。さらに、私立学校と同様に、地方公共団体が私学助成を行う場合は、国が当該地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付する。
- 3) 日本私立学校振興・共済事業団は、東日本大震災により被害を受けた私立学校または専修学校等に、通常の条件よりも有利な条件で貸付金を支出し、貸付金に係る元金の償還又は利息の支払いを猶予するなど、私立学校教育に対する援助に努める。

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律を廃止する法律案」（仮称）

東日本大震災における教育復旧・復興（被災児童生徒等に対する給付型奨学金の創設など）の財源に充てるため、高校授業料無償化制度を廃止する。

「津波対策推進に関する法律案」

昨年6月にわが党が提出し、民主党が審議せず放置したままになっていた法律案。法案は 1)津波の観測体制の強化や調査研究の推進 2)防災上必要な教育や訓練の実施 3)必要な施設の整備など。また、「稲むらの火」の故事にちなみ毎年11月5日を「津波の日」と定め、津波への備えの啓発活動を進めること等を内容としている。わが党は、その早急な成立を図る。

具体策の提案

本文中の表記について

わが党の第一次・第二次提言に対する政府からのフィードバックを検証した結果。

④は、措置済み・対応予定

⑤は、検討中・不十分

無印は、回答なし・不明

下線は、第三次提言の追加分

【Ⅰ】政府の支援体制の確立

⑤ 1、震災特命大臣及び特命室の設置

①被災者支援・生活支援・産業再興・インフラ復旧等を担当する特命大臣を設置、対策実施権限を付与し、「政治決断」を可能とする。関係省庁を調整し得る精鋭を大臣特命室に集結させ、特命大臣をサポートする。必要な情報は特命室員を通じて的確に大臣に集約され、方針は特命室員により速やかに関係方面に伝達される体制を確立する。

②被災地の強い要望を踏まえ、行政の相談窓口の一元化を図る。

⑤ 2、政府現地対策本部の機能強化

被災県ごとに副大臣クラスを長とする現地対策本部を設置し、関係省庁出向職員によるサポート体制を確立。本部長に一定の即応権限を持たせ、現場対応すべきは即応し、調整を要する案件については震災特命大臣に直結する。本部員は、被災現場、避難所、ガレキ処理現場、仮設住宅建設現場を巡回しつつ、ニーズを把握し、要望事項の取りまとめにあたる。

【Ⅱ】被災自治体等への応援体制の構築

⑤ 被災自治体が自由に使える『災害臨時交付金』を創設し、ニーズに応じて動的な災害対策事業等を実施する。

被災により自治体等の行政機能は大幅に低下、事務量は格段に増大しているにもかかわらず、各自治体からの一般行政職員の派遣は遅滞している。（3／22付けで総務省より都道府県・政令指定都市へ通知）。対応の長期化にも備え、政府主導による応援体制を構築する。

「災害臨時交付金」の交付額は、被災自治体による復旧・復興に必要な経費の見積額を参考に算出すること。

④ 1）派遣職員への国による財政特別支援制度＝他自治体からの職員受け入れに係る経費を交付金で全額措置。

④ 2）避難者及び避難受け入れ者に対する国の一元的な情報管理と発信。

- ④ 3) 機能喪失市町村・保険者等の国民健康保険、介護保険、生活保護の給付及び年金給付体制の整備。
- ④ 4) 道路法等の都道府県等による市町村等事業の権限代行制度の創設。
- 5) 被災県ごとに被災市町村の代表からなる『災害対策連絡会議』を設け、要望や支援策をまとめる。国との連絡調整の迅速化・効率化を図る。
- 6) 緊急かつ具体的なニーズの把握、被災地市町村ごとの復興再生計画の策定、政府対策本部および各省庁間の確実かつ迅速な調整等のために関係する省庁と被災地市町村との連携をさらに強化する。
- 7) 被災者の受入れなど自治体を実施する被災地に対する様々な支援対策について国が支援する。
- ④ 8) 自治体が自発的に救援物資の輸送、保管、職員の派遣等を行う場合、その費用について災害救助法の対象とする。
- 9) 被災自治体の負担軽減を図るため、既存の法令等に定める災害復旧事業計画概要書ほか各種申請書提出期限の大幅な緩和、各種申請書及び実績報告に係る提出書類の大幅な簡素化、補助事業期間の大幅な延長など事務手続きの特例措置を講じる。
- 罹災証明書の発行に係る手続きを簡素化し、迅速な発行を促す。
- ④ 10) 被災自治体における携帯電話等の通信障害を解消するため、国が、衛星携帯電話を提供し、連絡手段を確保。あわせて、防災行政無線の復旧を急ぐこと。
- 1 1) 地方財政措置は地方交付税総額の増額を基本とし、後年度交付税措置する手法は極力控えること。
- 1 2) 国による被災自治体の行政機能の現状についての把握を徹底し、体制確立のための方策を早急に再確立すること。
- 1 3) 複数の自治体でチームを構成し被災自治体の人的需要に的確に対応できる人的派遣スキームを国の主導によって構築すること。
- 1 4) 他県からの応援職員などの経費は、国が所要額全額を支援すること。その際の要員については、現職以外にも公務員のOBを活用すること。
- 1 5) 役場が区域外に移転している原発避難区域（計画的避難区域を含む）町村への支援方策を早急に確立すること。
- 1 6) 雇用対策も加味しつつ、自治体が被災地の住民を「災害対策臨時職員」として雇用する場合の財政措置を国が新たに講じること。
- 1 7) 市町村合併による合併特例債等の計画事業については、震災による影響に鑑みて、期間の延長が行えるようにすること。

【Ⅲ】避難所対策

避難所ではインフルエンザなど疾病が蔓延しがちであり、医療の確保とともに、燃料、温かい食事、情報、寒さ対策、入浴、し尿処理、廃棄物処理が欠かせない。

燃料の配給の徹底！

ガソリン、灯油、重油など、燃料を被災者・事業者の手元まで迅速に届けることが急務です。

1、医薬品・衛生用品の確保・避難所救護センターの設置等

- ④①製薬業界などの協力を得て、十分な医薬品（一般用医薬品含む）、衛生用品・医療材料を避難所へ供給できる体制を確立する。
- ④②ヘリコプター等の活用による緊急物資輸送力を増強する。また、民間ヘリの活用による救命活動及び物資輸送に関する特例措置を講ずる。
- ④③うがい、手洗い、マスクの着用の励行。
- ④④初期診療を行う避難所救護センターの設置。
例えば1000人以上の避難所は24時間体制で診療、
500人以上の避難所は日中の診療、500人以下の
避難所は巡回診療、看護師等による巡回も併せて実施する等。
- ④⑤医療チームの配置等を行う調整本部を保健所に設置。
- ④⑥心のケアのために精神科救護所、精神科協力診療所を設置。
- ④⑦災害救援に提供した医薬品等の費用の弁済システムを整備すべき。

避難所救護センター の設置！

初期診療を行う避難所救護センターを避難所ごとに設置すべき。

2、食事提供の状況把握、計画策定、国庫負担率の引き上げ

- ④①1日3食、温かい食事、栄養面に配慮した献立であるか、県に調査を依頼し、実態把握のうえ、十分な供給が実施されるよう計画策定を求める。
- ④②必要に応じて食費の国庫負担を引き上げる。
- ④③依然として劣悪な食事提供状況を踏まえ、抜本的な改善策を進める。

3、寒さ・暑さ対策、日常生活対策の状況把握、要員派遣、災害救助費の投入

- ④①寒さ対策（米軍から提供される大型テント、シートが効果的）、食事対策、日常生活対策（洗濯機、物干し場、テレビ、間仕切り、入浴、し尿処理、廃棄物処理）等について、県に依頼して避難所の状況を把握する。
- ④②避難所の現状把握のために必要に応じて要員を派遣。
- ④③調達困難な物資について関係業界団体などへ支援を依頼。
- ④④新たな実施方策について極力、国の災害救助費で対応。
- ④⑤母子コーナーを設置し、授乳等に配慮するとともに、

母子コーナーの設置！

授乳などについて女性に特別な配慮を図るため、専用のコーナーを設置すべき。

乳幼児・母親については心のケア、栄養管理において特段の措置を図る。また、早期の仮設住宅への入居を進める。

⑥⑥避難所運営のマニュアルを作成するなど国・県において避難所の環境改善に向けて指導を図る。

⑦避難所運営費用について運用基準を設ける。

⑧被災自治体が民間賃貸住宅を借り上げる場合の予算措置を講じる。

⑨夏に向けた暑さ・湿気対策を進めるとともに、扇風機などの器機、夏用の衣類や下着を避難所に提供すること。

4、避難所パトロール隊の設置

①①県職員と警察官による避難所緊急パトロール隊を編成し、避難所を巡回し、避難住民の安全確認、人心の安定、被災者の状況や地滑り等の危険個所の把握に努める。

②②避難所からの要望には、できる限り翌日のパトロールで応える。

⑤ 5、在宅避難者支援

在宅避難者にも食事の提供等特別の支援を図る。

6、ホテル・旅館等への避難の促進

ホテル旅館等への避難措置について、被災者への周知を徹底するとともに、手続きの簡素化を図る。

①①県庁職員の活用とともに、被災者に馴染みの深い市町村職員をフルに動員する。

②②現状のように避難所ごとに紙1枚を掲示板に貼るだけでなく、自己負担がないことや、受け入れ側の県・施設等記載した案内書を被災者に定期的に配布する。

③③被災者が住民票や罹災証明書を受入施設に提示すれば、被災県への確認などは受入施設が行うとする。

【Ⅳ】被災者支援

⑥⑥国の責任で「きずな基金」を創設し、諸制度の狭間で行き届かない分野においてきめ細かい被災者への支援を実施する。

1、遺体火葬・埋葬・行方不明者等に関する措置

④①ご遺体の尊厳を守る対応に配慮する。

④②遺体の身元確認、遺体火葬施設の不足、死亡届手続きの遅滞等に対応するための相談センターを設置する。

④③保険・年金・相続等についての便宜を図る

ため、行方不明者の「みなし死亡」を災害発生から1ヶ月を経過した場合に遺族の申請により認める特例措置を講じる。

④④相続放棄の期間は死亡を知ってから3ヶ月以内となっているが、相続債務の把握が困難であり、混乱を招くことが十分に予想される。このため、相続放棄の期間を特別に猶予する措置を講ずること。

④⑤現在の墓地埋葬法は指定墓地にしか埋葬できないため、柔軟な運用、もしくは甚大なる災害による墓地埋葬の例外規定を設ける。

④⑥身元確認作業派遣医師・歯科医師等への助成、遺体検案費用への助成。

④⑦火葬・埋葬・墓地にかかる業者への緊急車両ステッカーの速やかな取得等の支援。

④⑧行方不明者の把握に供するために、国勢調査のデータを自治体に開示する特例措置を講じる（統計法の改正）。

④⑨液化化により実質住めなくなった住宅についても被災住宅として同様の支援措置を図る。

ご遺体を大切に！

ご遺体の身元確認を急ぐとともに、その尊厳を守りつつ火葬・埋葬を急ぐべき。

2、災害弔慰金・災害障害見舞金の早期支給、地方負担分の軽減

①災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

④①・生計維持者の死亡：500万円、その他の者の死亡：250万円の早期支給に努める。

④②・国庫負担（従来1／2）を引き上げ、地方負担分を軽減する措置を講じる。

②災害障害見舞金（同上）

④③・重度障害に対して生計維持者：250万円、その他の者：125万円の早期支給に努める。

④④・国庫負担（従来1／2）を引き上げ、地方負担分を軽減する措置を講じる。

3、住宅被災世帯に対する支援

④①支給が円滑に行われるように基金に対して国による格段の措置を講じる。

④②新たな住宅の取得に資するため500万円程度まで支給実施を含め特段の措置を講じる。

④③災害公営住宅の用地取得費への補助の創設。

④④災害公営住宅における低所得者の家賃負担の低減。

④⑤宅地の擁壁等の補修に対する住宅金融支援機構の

新たな住宅取得支援！

新たな住宅の取得のために、500万円程度まで支援金を給付すべき。

融資制度の創設（阪神では立法措置）。

⑥住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の拡充（金利引下げ等）。

⑦被災者生活再建支援法上の対応において、元の場所と異なる場所に家屋を建築した場合においても同様の支援措置を講じる。

⑧被災者生活再建支援法を改正し、国の負担を大幅に引き上げること。

⑨被災者生活再建支援制度については、被災者の住んでいない作業場・町工場・店舗等についても支援制度が適用できるよう改正する。

④ 4、災害援護資金貸付・生活福祉資金貸付の円滑実施

5、医療・介護等の確保

①公立病院については復旧にあたって補助率の嵩上げ等被災自治体に実質的に負担が生じないように措置する。

②民間病院・診療所等については新たな補助措置等国の支援措置を導入し、最大限の支援を図る。

③福祉医療機構の災害復旧融資の充実強化。

④「東日本大震災復興特別貸付」の特に国民生活事業においては、間接被害や風評被害等についても無利子・無担保での対応とすること。

⑤被災地の三師会等については、平成25年11月30日となっている新公益法人の移行の期限について、復興の状況を勘案し柔軟に対応すること。

④病院等の収容人員についての特例措置。

⑤特別養護老人ホーム等の被災者受入れに伴う施設基準や入所・入院基準の緩和。（面積・人員配置・報酬・受入期間等）

⑥災害時における都道府県を超えた医療・介護・障害者等施設体制の構築。（病院・診療所、介護・障害者等施設の受け入れ態勢等のネットワーク化）

⑦福祉入所施設等の代替施設に新規入所者の入所を認め、各制度の対象とし、併せて、財政支援を含めた支援をすること。

⑧被災地では、すぐに民間が福祉施設を設置できないことに鑑み、公設民営の特養等福祉施設の整備をすること。

⑨被害にあった民間関係（歯科・調剤等を含む）施設等について、低利貸付、低利融資の貸付限度額の緩和等の実施。

⑩医療機関・薬局における診療報酬の減少に伴う経営の危機に対応し、民間金融機関等からの既往貸付の返済猶予の早期実行と緊急融資・公的保証枠への柔軟な対応。

⑪国の主導の下に、医師・歯科医師・薬剤師・看護師等をチームとしてとらえ、応援体制を構築し、被災自治体における受け入れ体制を充実強化。

病院等の収容人員の 拡大！

病院・老人ホーム等について、入院・入所の基準を緩和すべき。

- ⑬ ⑫医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の被災地での救援活動に関して支障のないように対応すべき。
- ⑭ ⑬高い高齢者率及び高齢者在宅率に対応し、介護要員を確保。
- ⑮ ⑭被災地に医師・歯科医師・薬剤師・看護師等を派遣した医療機関等について医療法及び診療報酬等に関する人員基準等の要件を当面の間緩和する。
- ⑯ ⑮訪問看護事業所が被災し訪問看護ができないことに対応し、訪問看護等の地域ケアに対する人的支援や柔軟な制度運用を行う。
- ⑰ ⑯看護師等の免許登録の遅れにより、診療報酬の算定基準等に影響がある場合、制度の弾力的な運用を行う。
- ⑱ ⑰医療機関・薬局や福祉施設が自主的に行っている支援活動について支援の長期化に対応してその費用等において国の責任で措置を図る。
- ⑲ ⑱被災者の救急医療から慢性期への移行に伴い、療養型施設等の退院先の確保において、特に広域に及ぶ退院調整は、地方行政と協力しながら国が主体となっていく。
- ⑳ ⑲地域医療提供体制の復興計画策定に当たっては、医療機関とともに医療提供施設である薬局についても必要不可欠な施設と位置付け、地域における適正な配置が実現可能となる計画を立案すべきである。
- ㉑ ㉑新たな都市復興計画の立案、実施に当たっては、例えば「特区」等を設け、医療機関が病床数等の基準に従って開設されるように、当該地域の人口対比や在宅医療に係る「休日・夜間の医薬品の提供体制」の確保も視野に、薬局の開設主体に対して一定の制限を加えるなど、無秩序な薬局開設を抑制すること。一方で、地域に必要な薬局が適正に配置されるような施策並びに財政的措置を講じるべきである。
- ㉒ ㉒県立病院等、全壊した病院には一次補正で復旧予算がついていないことを踏まえ、二次補正での早期の措置を図ること。

6、医療・介護・福祉・衛生等の環境整備

① ①社会保険料免除制度の創設

被保険者の窓口負担や保険料（健康保険、年金保険料等）の免除制度を創設する。療養の給付に要する費用の一部負担金、入院、入所時の食事療養費等にかかる標準負担額等の支払いを免除。（障害者支援施設等含む）介護保険、障害者自立支援法における自己負担分の免除。それらに係る保険者への財政支援。

- ② ②被災により賃金の支払いに著しい支障が生じている事業所について健康保険及び厚生年金保険料等の保険料を免除し周知する。（児童手当制度の企業負担部分の免除、標準報酬月額の特例を含む）

- ③ ③病院等医療機関、社会福祉関係施設、製薬メーカー・卸・医療関係者・医薬品配送車、

窓口負担 保険料の免除！

健康保険、年金保険料や窓口負担を免除すべき。

病院寝具等の取り扱い関連業者への電力・燃料の優先供給。

④医療（歯科・調剤を含む）・介護・福祉関係者に対する
緊急車両ステッカーの速やかな取得。

⑤移動診療所設置に関わる特別措置及び費用補償。

⑥慢性疾患等への対処など、長期的医療提供体制への支援。

⑦入浴施設に対する燃料確保等の支援

⑧理容師・美容師が避難所で行う生活衛生改善のための実費支援。

⑨口腔ケアなど被災高齢者への対応についての財政支援。

⑩福祉貸付金等に対応した社会福祉協議会への専門職の派遣による人員の確保。

⑪仮設住宅における被災者のアルコール依存症対策やうつ予防対策等に努める。

⑫十分な衛生指導、感染症予防対策の健康相談ができる環境を整備。

⑬在宅被災者の把握と医療・介護等の供給を確保すべき。

⑭停電対策としての在宅人工呼吸器使用者や体温調節が難しい全身性障害者へのバッテリーの確保等、障害を持つ被災者（自宅等避難者含む）に対する特別の支援を強化。

⑮障害を持つ被災者に対しても、障害の個性に応じ確実に情報提供なされるよう配慮するとともに、ヘルパーが障害者不在宅に従事しやすい環境整備を図る。

⑯高齢者・障害者等が入居する避難施設、仮設住宅等はバリアフリーが施されるように努める。

⑰仮設福祉施設の建設の促進を図る。その際、人員、面積等の諸基準も緩和すべき。

⑱被災した訪問看護ステーション、居宅介護事業所等の高齢者等のサポート拠点を仮設で優先的に設置すること。

⑲避難所や自宅退避者についても介護支援・障害者支援を十分に図る。

⑳避難所や自宅退避者に対して行っている支援など、被災により障害者施設等外で行っている支援に対しても財政的支援を含めた対応を図る。

㉑障害福祉サービスの新体系への移行期間について被災施設では移行準備ができないことを踏まえ、特段の配慮を講ずる。

㉒常時介護を要する障害者の増加に対応し、被災障害者の訪問系サービス支給量を見直す通達を全国自治体に出すとともに、その支給量の増加分について全額国庫負担とする。

㉓被災の影響で障害者作業所等の施設維持が困難になった場合、その運営費において国により特段の措置を講じる。

㉔福祉サービスを行うための福祉車両を確保すべき。

㉕介護のケアマネージャーを災害対策指定公共機関に入れるべき

㉖行政の縦割りを超えた福祉・介護・障害対策専門のコーディネート機能の構築が必要。

㉗避難所等において柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等が治療

病院への 電力・燃料を優先供給！

病院や福祉施設などに電力・燃料を優先して供給すべき。

にあたる場合の治療代の本人負担については、特段の支援措置を図る。

㊸ドクターヘリへの財政支援の充実強化を図ること。

7、園児・児童・生徒の就学支援

㊹①長期の避難生活が続く子供たちへの就学支援及び健康管理等学校生活の円滑化を進める必要があるため園児・児童・生徒の就学支援立法を講じる。

㊹ア) 被災児童・生徒の就学援助金として、一定額の現金給付を行う。

㊹イ) 被災児童・生徒について授業料などの学校への納付金について、私学も含めて免除措置を取る。

㊹ウ) 来年度から被災により就学が困難となる児童・生徒に対する特別給付型奨学金を創設し、就学支援を行う。

㊹エ) 災害により市町村教育委員会が機能不全に陥った場合、都道府県教育委員会による代行を可能とする立法措置を講ずる。

㊹オ) 一時的に避難する被災児童・生徒等に係る学校の転入・転学に関する手続の円滑実施、教科書の無償給与、学用品、学校給食費等の支給について弾力的かつ円滑に対応する。

㊹カ) 被災した児童・生徒の在籍する学校においては、各学年の課程の修了、卒業の認定等に当たり、進級、進学等に不利益が生じないように配慮する。

㊹キ) 被災した児童生徒の学習に著しい遅れが生じる場合、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じる。

②被災地域からの移転先で学校再開した際の、教育インフラ整備などに対する補助を講じる。

㊹③他市町村に避難している場合、現地での保育園、幼稚園の入園に係る行政手続きを簡素化する。また被災地の保育料の軽減措置を講じる。

㊹④被災地内における保育園、幼稚園の経営安定支援策を講じる。

㊹⑤山村と都市の交流事業を拡充し、「国内短期留学制度」による子供の就学支援を実施する。

㊹⑥被災地における園児・児童・生徒に対する心のケアや学習支援などのための教職員の増員、避難した園児・児童・生徒を受け入れる自治体における教職員の増員に対する必要な措置を講じる。

㊹⑦私立学校、専修学校、各種学校等の施設の災害復旧に際し、公立か私立かによって、教育の復興に格差が生じないように特別措置法を制定する。第2次補正予算で本格化する学校施設の復旧に関しては、私立学校などに対する補助の拡充（公立並み）を法的に

児童・生徒の就学支援！

避難所や移転先で就学する子供たちに、教師の確保や費用などを支援すべき。

担保する。

⑧専門・各種学校、短期大学、大学の授業料等の減免措置を講じること。

⑨高校授業料無償化を廃止し、それにより得られた財源を基に、来年度より被災した児童・生徒に対する給付型奨学金を創設する。なお、本年度における「就学援助金」の給付も引き続き求める。

⑩学校施設の防災拠点として自家発電装置の設置やプロパンガス設備、井戸の設置、汚水対策として浄化槽の設置などを行うこと。

⑪学校教員の定期異動人事の猶予を行うこと。

⑫被災したことにより、教育が遅れないような教員の派遣等特段の支援を行うこと。

8、課税関係の特例措置（特別立法）

①国税に関する申告、納付等の期限の延長、自治体による同様の措置について周知、徹底する。

②被災した公立学校に対する指定寄附を認める寄附優遇税制（母校支援寄附）を創設すること。

③雑損控除及び災害減免法による所得税の減免を平成22年分の所得税に、雑損控除を平成23年分の個人住民税に前倒し、繰り延べ期間を5年に延長する。

④所得税の減免（家屋もしくは家財の1/2以上が被害にあった場合、500万円以下については全額免除等）が受けられる災害減免法の所得要件1,000万円についてこれで充分か、所得要件の撤廃も含めて検討する。

⑤地方税の減免等（期限の延長、徴収の猶予、減免）について、各地方公共団体に通達に基づいた適切な措置が執られるよう通知するとともに、

通達の個人住民税、個人事業税の減免の所得要件を1,000万円についてこれで充分か、所得要件の撤廃も含めて検討する。

⑥住宅取得促進税制の適用（住宅ローンの残高の1%の所得控除）の特例により、家を失った場合でも控除を継続。

⑦財形住宅・年金貯蓄の目的外払出しに係る利子等の遡及課税等の特例により、非課税措置を適用。

⑧相続税・贈与税について、課税価格の計算の特例を設ける。災害減免法による減免措置の適用基準の緩和措置（家屋だけを分母としてその一定割合が被害にあった場合、損害の分が減税となる）の周知、徹底。

⑨住宅取得等資金の贈与税の特例措置について、住宅が滅失し居住できなくなった場合

被災者の税金を 大幅に軽減！

被災者に係る各種税金について大胆に免除・軽減の措置を講じるべき。

の住宅への居住要件の免除。また、居住要件を満たせない場合の居住期限の1年延長。

⑩事業を休止した場合の資産割に係る事業所税及び被災事業所用家屋に代替する事業所用家屋を新增設した場合の新增設に係る事業所税の減免措置。

⑪酒税関係の周知。

⑫平成23年、24年、25年分の所得税において、寄付金控除の控除可能限度枠を総所得の80%に拡大。

また、認定NPO法人等が募集する寄付について、指定寄付金として指定した上で、税額控除制度を導入し、現在の所得控除制との選択制にする。

さらに、寄付金控除制度及び特定の自治体やNPO法人等に寄付したい場合は、“支援金”が有効であることを周知。

⑬津波等により実質使用不能となった土地、家屋、農地に係る固定資産税、都市計画税について市町村が指定する区域において免税。

⑭被災家屋の敷地とされていた土地について、住宅用地とみなし引き続き固定資産税及び都市計画税を軽減。

⑮被災した住宅用地に代替する土地を取得した場合、被災した住宅用地に見合う分について住宅用地とみなし、当分の間、固定資産税及び都市計画税を軽減。

⑯被災家屋に代替する家屋を取得し、又は改築した場合には被災家屋に見合う分について当分の間、固定資産税及び都市計画税を軽減。

⑰原発事故被害地域及び液状化・地すべり・地盤崩落・地盤沈下被害地域における土地、家屋、農地に係る固定資産税、都市計画税について減免すること。

⑱被災家屋に代わる家屋用の土地を取得した場合、従来の土地に見合う分には不動産取得税を課さない。

⑲被災家屋に代わる家屋を取得した場合、不動産取得税を課さない。

⑳滅失・損壊した自動車について、納付済み自動車重量税を還付。

新たに自動車を買替える場合、自動車取得税・自動車重量税・自動車税・軽自動車税を免除。

㉑被災二輪車については、自動車重量税を還付し、被災車両の廃車代替として新車の購入時に、自動車重量税を免除すること。

㉒原発事故被害地域の地方税の扱いが未だ明らかにされていないため、被災者の不安解消のためにも早急に明らかにすること。

9、雇用対策

①被災地復興のための公共事業に被災失業者を雇用

被災地復興のために行われる各種の公共事業に、

被災者の雇用確保！

被災失業者の生活を支えるため、復旧事業や自治体の各種業務に被災者を優先して雇用すべき。

被災失業者が一定の割合（最大４０％）で雇用されるようにするため、吸収率制度を用いた被災労働者の就労促進のための法律を制定する。（特別立法）

②被災自治体の事務・事業に被災失業者を雇用

被災自治体の行政機能低下を補うため、被災失業者の雇用の観点から特別措置を講じる。

③雇用調整助成金の特例的な適用

- ・災害救助法適用地域を管轄する公共職業安定所管内の事業主を支給対象事業主とする。また、震災や計画停電による事業中止や縮小等の影響を受けた事業主にも適用する。
- ・雇用調整助成金等の適用要件において、被災地域の事業所等、被災地域の事業所と相当の経済的関係にある事業所、計画停電の実施区域に所在する事業所は、生産量等の確認期間が直近の１ヶ月に短縮されているが、この措置を当該事業所に部品等を供給している事業所にも適用する。
- ・雇用調整助成金の支給額の引き上げを検討する。
- ・雇用調整助成金の申請書類の簡素化を図る。

④特定求職者雇用開発助成金の活用及び被災者雇用支援事業の創設

- ・東日本で被災した企業の雇用対策のみならず、域外に移住する人を雇用する事業主へも助成。住宅付き被災者雇入れを行った事業主への割増助成。併せて被災者雇用支援事業を創設する。
- ・ガレキ処理等被災地における復旧事業に被災者を雇い入れた事業主へ一定の金額を助成する。

⑤失業給付の特例支給等

被災による事業所の休業や震災の間接的影響による休業、計画停電時の休業等により賃金を受けられない場合についても基本手当を支給。失業給付期間の延長。

⑥雇用調整助成金・中小企業緊急雇用助成金制度における「教育訓練費」について

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用助成金制度における「教育訓練費」について不正防止の措置を講じた上で、引き下げ前の水準に戻すこと。

⑦新卒者の就職の支援

内定取り消し回避に関して事業主等に要請。

新卒内定者を雇用安定事業等の対象とする。

⑧雇用労働者への転職を余儀なくされた自営業者への支援

被災した自営業者の公共職業訓練の受講を無料とし、訓練手当等を支給。

⑨復興事業関係労働力の養成・確保

⑩ 10、滅失戸籍の再製

被災市町村において滅失した戸籍正本については、管轄法務局の保存する副本及び届出書に基づき速やかに再製すること。

車庫証明等の免除！

新車・中古車の取得時に車庫証明・住民票・印鑑証明等の提出を免除すべき。

11、被災者への車庫証明等の免除措置等

①①自動車の取得に際し、車庫証明・住民票・印鑑証明等の提出を当面免除する等、特別の措置を講ずる。

②市町村発行の罹災証明書等を運輸支局等又は軽自動車検査協会の事務所へ郵送することによる被災車両の検査証返納手続きを認めること。

⑪ 12、被災者等による農地転用の手続きを緩和する

13、消費者の資金ニーズへの備え

①①分割支払いによるクレジットを利用して、生活再建のための商品を購入した消費者の分割手数料の減免が出来るように措置を講じるとともに、クレジットカード会社に対し、分割手数料の減免による収入減を補填が出来るような措置を講じる。

②②被災地域のカード会社では、カード会員からの支払いが受けられないケースが考えられるため、借入資金の返済について、返済猶予と金利の減免措置を早急に講じる。

③③事業再生計画に基づく借入金返済猶予及び猶予期間の金利減免措置を講じる。

④④被災者延滞債権を所定ルールに基づき正常債権として位置づける。

⑤⑤被災者延滞債権償却に対する特別措置を講じる。

⑥⑥緊急性の高い小口資金融資の緩和措置を講じる。

14、被災者向け臨時FM局開設への対応

①①臨時FM局について被災者に周知を図り、臨時FM局助成を行うこと。

②②大災害時に備えた被災者向けの臨時FM局の設置について、国としてマニュアルを示し、地域防災計画に位置付けるよう指導すること。

⑫ 15、震災遺児支援対策

震災遺児が安心して生活し成長できるよう

児童養護施設の拡充や全寮制学校、里親制度の充実強化等をはじめきめ細やかな各般の対策を講じる。

震災遺児に安心を！

震災遺児が安心して成長できるよう里親制度の充実強化等を図るべき。

⑩ 16、募金・義援金等の配分の迅速化

寄付金、見舞金、義援金、募金等について、一刻も早く被災者に適切に配分されるよう必要な措置を講じる。

⑩ 17、被災者支援策の周知徹底

実施されつつある被災者支援策等についての広報も含め被災者への周知徹底を図る。

18、ボランティアの活動支援・マッチング

①国・県において、必要な地域に必要なボランティアが配置されるようマッチングを図る。

②自治体からの要請がない救援活動について、市町村や市町村社協が対応できない場合、その内容が災害救助法の対象とする活動であり、被災者がその支援を必要とし、実際に必要に応じた支援を受けたことを全社協等に申し出た場合には、救援活動にかかった実費等を弁済し、これを災害救助の負担の対象とすること。

19、携帯電話対策

①携帯電話の利用料金がかさむ被災者に対し、料金の割引措置を講じる。

②余震発生直後の携帯電話通話回線を強化する方策を検討すること。

③聴覚障害者向けに、携帯電話の緊急地震速報の音声警報に、発光と文字情報による警報を追加するよう指導すること。

20、動物救護活動に対する支援

①動物愛護管理法に基づき、被災地自治体主導による動物救護活動を実施し、その取り組みについて、活動資金の提供等の支援措置を講じる。

②避難者が帯同する被災動物について、避難者を受け入れる自治体営の動物愛護管理センターにおける積極的な保護預かりの実施。

③被災地における応急の巡回診療提供体制確保のため、被災獣医師に対する動物用医薬品・医療用具、その他診療用車両などの往診用診療器具・器材の供給。

④被災者が居住することとなる仮設住宅をはじめ被災者の救護施設における条件付きの動物飼育の許可及び保護預かり施設の設置。

21、マンション債権、債務整理、借地・借家対策

①被災区分所有建物等の再建等に関する特別措置法（被災マンション法）に基づく政令の公布・施行、周知・徹底すること。

- ・政令で定める大規模災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、敷地共有者の共有持分の価格の割合による議決権の5分の4以上の多数による決議に基づき、建物を再建することができることとする。
- ・区分所有法上、区分所有建物の大規模な損壊が生じた場合、6カ月以内に復旧又は建替えの決議がされない場合、区分所有者相互間での占有部分の買取請求を認めているが、災害に際しては、復旧又は建替えの決議に時間を要することから、その期間を1年とする。
- ②民事調停申立手数料の特例措置（申立手数料免除）を早期に実施すること。
- ③罹災都市借地借家臨時処理法（罹災都市法）に基づく政令の公布・施行、周知・徹底を図ること。

2 2、集団移転への対応

工業団地等への集落集団移転の実現に必要な予算上、法令上必要な措置を講じる。

【V】 応急仮設住宅の建設促進

- ⑧ 1) 政府自ら調整機能を果たし、必要戸数の把握、目標戸数・完成目標時期の設定、資材の調達、用地の確保、要員の確保に努め、事業全般をサポートする。
- ⑧ 2) 着工・着手の期限について、現実を踏まえ特別通知等で明示する。
- ⑧ 3) 応急仮設住宅メーカーだけでなく、他の住宅産業界にも協力を依頼。
- ⑧ 4) 用地について各省庁から国有地等を提供、経済団体を通じて地元企業から提供を推進する。併せて、民有地の積極活用を図る。
- ⑧ 5) 政府担当部局と建設会社代表による「応急仮設住宅建設推進会議」を開催し、建設目標や段取りを確認。
- ⑧ 6) 大臣特命室より担当官を現地に派遣、進捗状況の把握、建設促進にあたる。
- ⑧ 7) 仮設住宅のバリアフリー化を図る。
- ⑧ 8) 仮設住宅の建設事業に被災者を優先雇用する。

【Ⅵ】ライフラインの復旧

1、電気の復旧

- ① 全国の電力会社、工事協力会社から応援要員、送電・変電用資機材を投入。
- ② 配電設備の復旧は、病院、避難所、警察、消防など、送電が特に急がれる個所を優先。
- ③ 耐震設計面の強化と同時に送電系統などを二重化する。
- ④ 送電を急ぐために、すべて架空線で応急措置を講じる。

2、ガスの復旧

応急的な手当てで応急復旧させることはできず、安全を優先しながら確実に直す必要がある。ガス管に流入した土砂等を除去する必要がある、電気に比べて復旧に時間を要する。

- ① 全国のガス会社から要員を動員。
- ② 復旧作業の拠点となる前進基地を各地に確保。
- ③ 大きな地震を感知すると自動的にガスを遮断する機能を備えたマイコンメーターを普及促進する。
- ④ 腐食や地震に強いポリエチレン管やメカニカル継手を普及促進する。
- ⑤ 供給停止を行うブロックを細分化する。
- ⑥ 今回の震災で都市ガス製造設備を中心に甚大な被害を受けたものの、中小都市ガス事業者の範疇から外れてしまった被災都市ガス事業者（仙台市等）への復旧支援を行うこと。

3、鉄道の復旧

- ① 単なる復旧でなく、建設時より強度を高くし、復旧後の安全を確保する。
- ② 列車線と電車線のつなぎ替えや逆線運転、仮設ホーム・仮駅の設置など、従来にない発想で使用可能な線路を最大限活用する。
- ③ 不通区間の段階的な開通に対応し、ダイヤ改正を頻繁に行う。
- ④ バスによる代替輸送と、そのための応援要員を確保する。

【Ⅶ】産業の復興

国の責任で「きずな基金」を創設し、諸制度の狭間で行き届かない分野にいてきめ細かい被災事業者への支援を実施する。

1、二重債務（ローン）問題への対応

①被災者の再スタートを支援し、被災地域からの産業や人口の流出を防ぎ、復興の前提を確保するため、被災者（中小・小規模企業、個人事業者、農林水産業者等）の既存債務を公的な機構で買取り、資本扱いとし、経営助言等を行って、長期の再生を目指す。

②事業関連性がない個人住宅ローンについては、各人の希望に応じて簡素な債務整理（特定調停、民事再生等）を実施し、個人所有住宅の新規取得を希望する被災者には公的な低金利・据置長期の融資、公的住宅の一定期間後の払下げ、個人の所有地との交換を検討する。年齢等の理由により個人所有住宅の再取得を希望しない被災者については、福祉施設等への入居を公的に支援する。

③財源は、政府保証や、交付国債を活用して、即時の税金投入を最小限に抑えとともに、業界のセーフティーネット資金〔預金、貯金保険等〕を活用し、持込金融機関の関与も担保する。原発由来の債務にかかる負担は、原発災害の補償制度への求償を行う。

2、中小企業の資金繰り支援の早急な追加

中小企業の資金繰り支援は、第一次補正の5,100億円では上半期分すら足りない可能性もあるので、大型の二次補正予算を組み、下半期においては5,100億円を大幅に上回る予算措置を行うこと。

3、復旧復興へのソフト支援

- ④①復旧復興に向けた産業振興として、新事業を開発する取り組みのプロジェクトリーダーとして貢献できる人材を派遣するとともに、部品調達等に対するマッチング等ソフト面での支援施策の充実・強化する。
- ④②地域の中小企業が、自治体とともに一体となって進める再建事業に参加する中小・小規模企業の復興投資に補助を行う。なお、その復興投資には地域の中核となって参画する大企業にも必要に応じ一部補助を行うことを検討する。

4、被災企業支援一助成・低利・ゼロ金利融資の充実・強化

- ④①今回震災の影響を受けた事業者の救済措置に関する特例法を創設し、基金を設けて利子補給を実施、事業再開資金の給付・補助、無利子貸付等を行う。
- ④②激甚災害法上の被害を直接被害、間接被害（被災工場の取引先等）を含め、激甚法

被災地区での雇用等を勘案して補助要綱を改訂。

- ③中小企業信用保険法（保証協会）の改正等、「震災特別保証」としてセーフティネット保証と別枠で設定して、貸付保証枠の拡大を行うとともに、指定業種の特例措置や認定要件の大幅な緩和（直接被害のみならず、風評被害・計画停電等の間接被害・三次被害も対象）も行い、融資枠を超拡大する。

直接被害中小企業・小規模事業者については、無担保・無保証人融資を可能とし、保証料を免除。その他についても保証料を軽減する。

- ④政府においては、既に災害復興のために、利子補給を国が行い実質無利子となる融資制度やマル経制度の拡充などを行っているが、被害が甚大な地域の中小・小規模事業者が事業再開のために調達する資金について、国が審査の簡略化を金融機関に要請すること。また、保証料の負担を国が行うなど、更なる支援策を拡充すること。

加えて、事業立ち上げ時の設備投資に必要な資金を助成するなど事業再開、転業等を支援する制度を創設すること。

- ⑤政策金融公庫の災害復旧貸付、商工中金の危機対応業務の事業規模の大幅な拡充、間接被害・三次被害への幅広い適用、貸付限度額の拡大・貸付上限の緩和を行う。

- ⑥災害復旧融資制度の創設

生鮮食料品を扱う大規模小売店舗、食料品関連産業に係る施設、広範な下請企業や取引先を有し、その復旧の遅れが被災地域の復興にとって大きな障害となる被災製造企業等については日本政策金融公庫を活用し、財投資金を原資とした「危機対応融資」の新たな枠を設定し、貸付額を倍増する。金利は実質ゼロ金利とし、このため必要な利子補給の予算措置を行う。

- ⑦マル経融資について

被災事業者について融資限度額（１，５００万円）の拡大、据置期間・貸付期間の延長、金利の更なる引き下げを行う。

- ⑧被災地に本社を置く中小・ベンチャー企業が所有している特許権等の知的財産権を担保として、かつ政府が管掌している被災地の信用保証協会がこれを保証して、復旧又は新規の設備投資、新製品の研究開発費用等に特別融資する制度を創設すること。

⑤、地域金融機関の基盤強化

地域金融機関が、中小企業・小規模事業者の金融支援に万全な対応を図るという自らの機能を確実に果たすための基盤強化の枠組みを、早急に講じる。

6、経営相談の実施

- ①中小企業の支援を行う商工会等の仮設事務所の整備、巡回相談体制（車購入支援等）、を進めることに加え、パソコン、携帯電話といった相談業務に必要な設備などを早急

に整備すること。

- ②被災地域における商工会議所・商工会等の機能の復旧に対する国からの強力な支援を行い、地域支援、経営支援機能をもつ経済団体への事業機能の維持・整備を図る。
- ③政府が講じた施策について、商工会議所等の経済団体に対して迅速に情報提供するとともに、加盟企業・非加盟企業に対しての周知を図れるような態勢を整える。
- ④国が被災商工会の人件費・事務費等を負担する等中小企業団体中央会に対する特別運営費補助を創設すること。
- ⑤経営再建に向けた相談業務に必要な法律や労務といった専門的な知識が求められることから、これらの専門家を派遣する機能を国・県において強化すること。
- ⑥中小企業支援ネットワーク強化事業を活用した、巡回対応相談員の被災地への派遣については、他都道府県の人材だけでなく地元経営指導員OB等を活用するなど、柔軟な対応を行うこと。

7、仮設工場・仮設店舗等の整備促進

- ①地方公共団体、第3セクターに無利子融資。

償還期間20年、据置期間5年。

- ②仮設店舗の設置は原則として公有地となつて

いるが、市町村が私有地を借り上げることも可能であり、もっと私有地を活用しやすくすること。

- ③中小企業基盤整備機構が実施している仮設店舗、仮設工場等の整備については、恒久的な活用も見据え、予算を拡充強化すること。

仮設の工場・店舗の整備！

当面の事業再開のために、仮設工場・仮設店舗等の整備促進を図るべき。

8、LED化の推進

商店街における街路灯やアーケードをはじめ業務・産業部門（工場、事務所、オフィス、店舗、病院、福祉施設、鉄道、ホテル、学校、道路、トンネル、街路防犯灯、駐車場等）のLEDをはじめとした高効率照明器機の普及を進めるため、設備変更等に対する助成措置を創設すること。併せて、リース方式の導入を検討すること。

9、事業の早期再開に向けた環境整備等

- ①物流機能の早期回復。

- ②基幹港（仙台港等）及び背後地（倉庫団地等）の早期機能回復に向けた国の支援。

- ③通信インフラの早急な整備や被災した商店街団体が、必要な通信機器やPC等の事務機器を再整備する際、支援措置を講じること。

- ④石油関連設備（製油所・油槽所等）の機能維持。

- ⑤小規模事業者支援に必要な物資及び活動拠点の整備に対する支援。
- ⑥関係諸資材の供給円滑化に関する行政指導。
- ⑦燃料の確保、特に業務用燃料（軽油、灯油、重油等）の優先的な配慮、被災地S・Sの復旧と資金繰り支援。
- ⑧下請け中小企業の工業団地等への早期移転の支援。
- ⑨地震・津波や放射能汚染・風評被害の影響で事業継続が困難となった農業や漁業を営む者、さらには、第一次産品の加工業者などを対象とした転業・新規開業支援のための事業を創設すること。
- ⑩被災地における中古自動車不足に対応するため、首都圏で排ガス規制により使用できず中古市場に出ている事業用車両の活用を検討すること。
- ⑪企業の自家発電施設設置に係る補助制度や緑地規制等の規制改革を検討すること。

10、既往債務の負担軽減、災害復旧高度化事業の拡充

- ①金融機関に対して、被災した中小・小規模事業者からの貸付条件の変更等の申し込みについて、積極的な対応を行うよう一層の徹底に務めること。（実質的な支払猶予（モラトリアム）の実施）
- ②未決済手形・小切手の決済猶予を当面継続し、振出人・受取人双方につき、超低利の決済資金貸付を創設・実行。
- ③災害復旧高度化事業の据置期間を延長。
- ④中小企業倒産防止共済の共済金貸付限度額を引き上げ、貸付期間を延長。

11、農林水産業融資の充実・強化

貸付利率引き下げ、貸付限度額引き上げ、償還期限・据置期間の延長等。

12、卸売市場の緊急整備

中央卸売市場の災害復旧制度の創設 国庫補助 2／3（財政援助一括法）

13、被災企業等の被害に対する税制上の対応

- ①法人税の繰戻し還付
法人において震災損失金額の全額について2～5年間まで遡って繰り戻し還付。
発災後1年の間に仮決算の中間申告により繰り戻し還付。
- ②法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付
震災損失額を限度として、利子・配当等につき源泉徴収された所得税額のうち法人税額から控除しきれなかった部分を還付。
- ③設備投資に係る特別償却等

被災企業の設備投資に係る特別償却、買換え特例の実施。

④被災事業用資産の損失の還付等

被災事業用資産の損失の必要経費への算入。

青色申告者については、被災事業用資産以外の損失を含め、22年分所得で純損失が生じた場合、21年分所得への繰り戻し還付。

被災事業用資産の損失による純損失を繰り越し可能期間5年。

個人住民税も同様とする。

⑤法人事業税、法人住民税について条例の定めるところにより災害減免措置を講じる。

⑥滅失・損壊した償却資産の所有者等が被災地域において償却資産の代替資産を取得し、または改良した場合には課税標準を軽減。

⑦災害に伴い耕作が困難となった農地についての納税猶予を継続すると共に非上場株式等の納税猶予制度の適用要件を緩和する。

⑧災害減免制度の適用・手続きを簡素化する。

⑨被災した取引先に対する売掛金や貸付金等を免除した場合には、貸倒損失として弾力的に損金算入できるようにする。

14、間接被害・三次被害等への対応

①被災企業の取引先倒産、全国的な物資・資材（特に建築資材）の逼迫、震災に起因した行事・旅行等のキャンセルによる三次被害に関して特別措置を講じる。特に資金繰りについて万全の措置を講じる。（再掲）

②大震災に起因する行事等の自粛については、経済活動全般に考慮しかつ被災地の要望も踏まえ、改善を図ることが望まれる。その際、被災地支援のためのチャリティーの実施や被災地の経済復興になるようなイベント開催に対し、必要な助成措置を行うこと。

③震災の及ぼす全国的影響に配慮し、中小企業への積極的支援策を講じる。

15、三月期決算・株主総会对策

①全般：金融商品時価会計の一時凍結等暫定措置

期末棚卸の簡素化、免除及び会計士立会いの省略

②金融取引法関連：有価証券報告書提出期限の延長

③会社法関連：被災地大会社への会計士訪問の自粛と監査の簡素化

決算取締役会の時期、定数規定の緩和

④取締役会決議による定時株主総会開催延期・議決権行使基準日設定変更の周知・徹底。

④ 16、法人に対する破産手続きの開始決定の特例の周知、徹底

⑩ 17、民事調停の申立て手数料の特例の周知、徹底

⑩ 18、公正な取引環境の徹底

災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行う。

【Ⅷ】生活・産業インフラの復旧等の支援

1、津波や地震による直接倒壊以外の家屋や宅地の甚大な被害、「液状化」、「地すべり」、「地盤崩落」への対策・対応

①復興の前提として、ガレキ除去後、インフラ・民間施設等の整備を行う上で、土地権利の確定について従来型の手法では限界がある。このため、民法等の特例措置等も含め法整備を早急に進めること。

②液状化対策を進めること。

- ・罹災証明の認定基準に、「液状化被害」を明確に定めること。
- ・被災者生活再建支援法の適用において、全壊か否かの機械的な判断のみならず、大規模半壊または半壊2世帯を1世帯と扱うなど、弾力的な適用を行うこと。また、支援金の支給対象を拡大、金額を拡充すること。
- ・液状化による被害についての、支援金制度を新設、適用すること。
- ・液状化の原因究明や早期復旧のために県に専門家を派遣し、県職員を指導助言すること。
- ・敷地境界再設定の指針の早期決定を支援すること。
- ・二重生活をおくる液状化被災者が滞在するURの家賃につき、半年間の減免を延期すること。
- ・先般決定された被災土地・家屋にかかる課税の減免措置を、液状化についても適用すること。
- ③地すべり、地盤崩落対策を進めること。
- ・国は、今回の大震災による津波被害者の住宅再建に対しては負担軽減を検討しているが、地すべり・地盤崩落被害を受けた住宅団地は、住民の高齢化も進んでいることから、宅地被害にあった方々に対しても、同様の負担軽減が行われるよう、宅地の復旧・再整備に要する制度の拡充や新たな制度の創設を図るとともに、費用全額を国の負担とすること。
- ・現行制度に関しては、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業について、全額国費とするとともに、

自然がけに加えて、高さ2 m以上の人工法面やコンクリート擁壁等を補助対象とするなど、採択要件を拡大する特例措置を実施すること。併せて、事業費枠を廃止すること。

・大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、全額国費とするとともに対象面積や戸数などの採択要件を大幅に緩和する特例措置を実施するとともに、小規模在宅地区改良事業や住宅地区改良事業についても、補助率を嵩上げし、採択要件を緩和する特例措置を実施すること。

・現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金制度においては、個人の所有する資産のうち、住宅の被害を基準として支援する内容となっているが、宅地被害についても住宅同様に資金的な支援策を講じること。

2、海岸線における地盤沈下・海岸堤防への対応

①地盤沈下により平均海面より低位になった地域が増大したことに対応し、早期の暫定堤防を整備し、さらに防護レベルを設定した上で本復旧を図る。

②一次補正予算では地盤沈下対応、海岸堤防予算がなく、このままでは危険であり、暫定堤防については早急に二次補正予算で対応すること。

3、ガレキ処理に対して国の特別負担、自衛隊による特別支援

①全半壊・一部崩壊家屋等も含めて家屋等の解体・撤去は全て公費で賄う。

②自治体の要請に基づいて、家屋等の解体、撤去、搬送に自衛隊が協力する。

③公私の区別無く、宗教施設も含め、全て公費の対象とする。

④災害救助法を改正し、都道府県においてガレキ等の処理が行えるようにするとともに、費用は被災自治体負担が生じないようにする。

⑤政府の「損壊家屋等の撤去等に関する指針」を周知徹底する。

⑥ガレキ撤去に際しては、被災者の心情や文化財の保護等に配慮しつつ行う。

⑦災害復旧において境界標識を保存するよう努める。

⑧沈没漁船等の海のガレキに対しても同様の対策を講じる。

早急な廃棄物処理！

ガレキ・廃棄物の処理について、国の責任で早急に対応すべき。

4、インフラ復興のための新たな補助制度等の導入

激甚災害の指定による公共施設の復旧事業に対する国庫負担の引き上げに加え、インフラ復興のための新たな補助制度を導入する。その際、地方負担分については、補助割合等を再検討し、被災自治体の負担が実質的に生じないようにする。その際、措置について被災自治体に周知の上、被災自治体が安心して事業ができるよう対応を図る。

- ⑤①公園、街路、都市排水施設、上水道、一般廃棄物処理施設、交通安全施設、改良住宅等について、補助率を現行の1／2から8／10に引き上げる。
- ⑤②激甚法の対象にならない社会福祉施設については、補助率を現行の1／2から2／3に引き上げる。
- ⑤③公立病院については補助率を2／3に引き上げる。
- ⑤④政策医療を担う民間病院については、新たに国の補助を導入し補助率を2／3とする。
- ⑤⑤港湾の付属施設、荷役機械、環境整備施設等は、立法措置により特段の補助及び無利子貸付の措置を行う。
- ⑤⑥工業用水道については、新たに国の補助を導入し、被災県内の工業用水道事業は補助率80％とする。
- ⑤⑦鉄道施設については、通常1／4の補助率を1／2に嵩上げし、鉄道軌道整備法上の補助要件（赤字要件）の緩和及び低利融資を行う。
- ⑤⑧空港については、通常8／10の補助率を9／10に嵩上げ。
- ⑤⑨津波により港湾内に沈没した船舶、自動車等の引揚、処理に対する補助制度の創設。沈没船については、通常1／3の補助率を2／3に嵩上げ。
- ⑤⑩交通事業施設（空港ターミナルビル、船舶・旅客施設、造船施設、バス事業・貨物運送事業の施設）については、補助率2／3の創設。
- ⑤⑪道路、河川、港湾等の公共施設の災害復旧については、激震災害制度により対応。
- ⑤⑫必要に応じ、公的な長期金利の産業インフラ及び復興・復旧のための特別融資枠を別計で設けること。
- ⑤⑬インフラ復旧・整備に向けたPFI等による民間資金の活用も選択肢に入れて合理的に進めること。
- ⑤⑭防波堤・防潮堤については被災地の特段の要望を踏まえ、二次補正での予算措置を含め早期建設を図ること。
- ⑤⑮三桁国道の保全・整備等については、県に代わり国が予算措置を含め事業を代行できるようにすること。

⑤ 5、交通・物流ネットワークの復旧・復興

被災地域の交通・物流ネットワーク（3セク鉄道、バス、離島航路、物流拠点）の復旧・復興に向けて支援の拡充を図る。

⑥ 6、農林水産業関連の災害復旧計画提出期限・計画期間の延長

被災により自治体行政機能が大きく損なわれたことや被害が甚大に及んだことに鑑み、市町村が提出する農地・農業用水路・漁港などの農林水産業関連の災害復旧計画に関して、

提出期限（災害発生後60日以内）を延長すると共に、計画期間（原則3年）を延長する。

⑧ 7、災害復旧融資制度の創設

電力、ガス、鉄道、通信に係る被災施設の復旧に対して、政府系金融機関による低利融資制度を創設。

8、被災建設土木業の復旧

①被災地の建設土木業は自らが甚大な被害を受けているにも関わらず、発生直後より復旧作業を行っている。これらの企業及び被災地の雇用の確保のため、必要な措置を講じる。特に、滅失した工事目的物、仮設物、搬入済み資材、建設機械・機具等に損害が生じた場合、現行の公共工事標準請負約款によるとリース企業に過大な負担が生じるため、必要な支援措置を講じる。

②主任技術者及び監理技術者の専任配置の緩和すること。

③被災地域の復旧・復興事業に関し、指名競争入札等の活用により契約にかかる時間を大幅に短縮した迅速な発注を行うこと。

また、これまで地域の防災に貢献してきた企業との随意契約による事業のスピードアップも図ること。

④建設機械およびその保守サービスカーの燃料調達の円滑化、大型建設機械の輸送規制緩和、手続きの簡素化を図ること。

⑤被災建設業の復旧のため、工事中に滅失した建設機械等の損害に対し必要な支援措置を講じること。

9、地元事業者の優先受注

①被災地域の復旧・復興事業に関し、国直轄事業も含めて地元事業者への優先発注を徹底するとともに、被災地域の物産の販売促進を支援する。

②今回被災した企業が既に受注し契約を取り交わした官公庁関連の納期等の契約履行に関して、個々の企業事情を勘案の上、格段の配慮を行う。

③今回の災害の状況を鑑み、民間取引についても納期等の契約条項の弾力的運用に関する政府通達等を発布する。

10、生活・事業活動の復旧等への税制上の対応

①被災者向け優良賃貸住宅の割増償却。

②被災区域内の土地等を譲渡ないし取得する場合、原則として100%の割合により、圧縮記帳による課税の繰り延べ。

③被災した建物、機械装置、構築物、船舶、航空機、車両の代替資産又は被災区域等

において取得する一定の建物、構築物、機械装置につき、特別償却。

④買換え特例に係る買換え資産の取得期間を2年まで延長。

⑤大震災により滅失・損壊した工場、事務所等の建物に代えて取得する建物及びその敷地に供する土地につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録免許税を免除。

⑥滅失・損壊した船舶、航空機を再建造又は新たな取得時における保存登記に対する登録免許税を免除。

⑦政府系金融機関等が被災者等を対象として行う設備資金等の特別貸付に関して作成される消費貸借に関する契約書について、印紙税を課さない。

⑧滅失・損壊した建物の代替建物、敷地に供する土地の取得、損壊した建物の修繕に係る建設工事の請負契約書・不動産の売買契約書に係る印紙税を非課税。

⑨大震災により滅失、倒壊した事業用家屋・

償却資産の所有者が、これに代わるものを
取得した場合に、固定資産税を長期にわたり軽減。

⑩津波等により実質使用不能となった土地、家屋、農地の

固定資産税、都市計画税について市町村が指定する区域において免税。（再掲）

（※個人住宅ローンの二重債務問題についてはP 2 1 参照）

固定資産税の免除！

津波等により使用不能となった土地について、
固定資産税を免除すべき。

1 1、共同住宅等の復旧に関する特例

①被災者たる借家人は、新たに建築された賃貸物件に優先的に借家権を得ることとする。

借地人において借地上の建物を登記する事によって借地権を確保していた場合、建物が滅失しても借地権が失われることがないよう5年間確保される。

②借地権の残存期間が政令施行の日が10年未満の場合、10年間に延長される。

1 2、不動産の権利の保護

紛失権利証（登記済証・登記識別情報通知書）再発行の検討と不正登記防止申立制度の周知・徹底。

1 3、地籍調査や防災集団移転促進事業における自治体の負担軽減

①被災地域における地籍調査や防災集団移転促進事業については、税制特例・事業要件の緩和等により、被災自治体に実質負担がかからないようにする。

（防災集団移転促進事業については、補助率を3／4から9／10に嵩上げ）

②復旧のための地籍調査等を国の責任において助成するとともに、これに役立てるため、

衛星画像を活用するためのG空間情報データセンター（仮称）を設置する。

14、廃棄物の処理、環境影響評価等

- ④①災害ゴミ（ガレキ等）については、震災廃棄物対策指針（平成10年10月）において市町村の責任とされているが、これを国及び県の責任で行うこととする。その際、資源ゴミ等のリサイクルを積極的に活用する。
- ④②国及び県の責任において災害ゴミの捨て場を確保する。
- ④③し尿処理については、国及び県の責任において処理を行い、速やかに合併浄化槽などを設置する。
- ④④環境アセスメントの対象事業13事業のうち、災害復旧にあたって、必要不可欠、かつ緊急を要するものに関しては、同法が定める一部手続きの簡略化、省略化を認める。
- ④⑤ガレキ撤去に際しては、アスベスト対策を講じる。
- ④⑥ゴミ処理のための集積場において産業廃棄物業者による不法投棄に対応するための警官の増員等の措置を講じる。
- ④⑦今後、上水道の復旧とともに下水道にさらに負担が掛かることが予想されることを踏まえ、国が自治体と一緒に早期復旧に努める。
- ④⑧被災地の衛生管理、防疫のため、消毒等を徹底する。
- ④⑨害虫や病原菌等の駆除など防疫対策を国の責任で進めること。

【IX】 農業・農村支援対策

1、立法措置が必要な事項

- ④1) 農林漁業・農山漁村復興再生特別措置法の制定
 - ①復興再生のための理念や特別の措置を定める必要性とともに、関係法律が多岐にわたることも考慮し、「農林漁業及び農山漁村の東日本大震災からの復興再生のための特別措置法」（仮称）を制定すること。
 - ②目的、理念、関係者の責務、復興再生計画、特別な措置等について定めること。
 - ③被災地域の復興再生計画の策定に当たっては、我が国農林漁業における被災地域の位置づけとあり方を明確にし、地域の意向を十分踏まえ、万全の措置を講じること。
 - ④激甚災害法や原子力損害賠償法などの既存の法律で対応できない事態に十分対応できる法律とすること。
 - ⑤被災者救済のための基金を設置し、農林漁業経営再開資金の給付、補助、無利子貸付

等を行なうこと。

2) 農地関係

- ④①津波被害による塩害対策や灌漑施設の地盤沈下等に対応し、農地の復旧や新施設設置についての特段の支援措置を講じる。
- ④②農業・農村の振興に向けた農地基盤再生対策
 - ・農地再生計画等の策定
 - ・復旧不可能農地等について国による特例措置
 - ・天災融資法の改正・発動
- ④③復旧再生のため、農地と市街地との線引きの見直しや換地等が可能となるよう、土地改良法と都市計画法を一体的に運用するための見直しを行うこと。
- ④④土地改良法を改正し、事業計画と換地に係る2／3の同意要件を大幅に緩和すること。
(第85条関係)(津波被害を受けた地域などにおいては所有者が死亡もしくは行方不明となっている地域もある)
- ④⑤区画整理事業を激甚災害法の対象とすること。(農地の復旧は原形復旧が原則となっているが、原形復旧が意味をなさなくなった地域もあり、区画整理方式によらざるを得ない)
- ⑥災害復旧事業の期間を3年間ではなく、さらに長期とすること。(復旧を急ぐことはもちろんであるが、液状化現象など被害が大規模・広範囲に及び、復旧事業の長期化が想定される)
- ④⑦農地や水路、共同利用施設等の復旧に当たっては、国庫補助の嵩上げなどを含め、被災自治体や農家の実質的負担が伴わないよう万全の措置を講じること。
- ④⑧土壌の除塩・放射性物質の処理について、新たに災害復旧事業の対象とすること。特に、除塩については緊急的に補助率のかさ上げ措置を講じること。
- ④⑨農地の放射性物質による被害は長期かつ広範囲に及ぶと想定されることから、その復旧については、原子力災害対策特別措置法に基づき原因者負担を伴う新たな仕組みを創設すること。(カドミによる土壌汚染復元事業を参考にする)
- ④⑩被害農地をいったん公有化し、土地改良事業を実施した上で農地を貸し出すリース方式の事業等を創設すること。(諫早湾干拓事業の農地リース方式等を参考にする)

3) 農業経営関係

- ④①「激甚法」及び「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」について、対象の拡大、融資限度額の引き上げ、償還期間の延長などの特例措置を講じること。

- ②農業関係債務の免除及び国による債権の買い取りについて、貸し倒れ引き当てなど十分な資金手当を講じること。（今回の災害により全てを失って離農せざるを得ない農業者、死亡あるいは行方不明となっている農業者も多く存在する）
- ③被災地域の農協、漁協等について、合併を支援する新たな法的枠組みを創設すること。

4) その他

- ①農業者年金、制度金融及び農の雇用事業等各種制度・事業について特例措置を講じること。
- ②農業者年金の保険料納付免除や追納措置、国庫補助保険料の継続などについて法的措置を講じること。
- ③農業委員会法の改正により、被災地域における農業委員選挙の延期、委員の任期の延長を可能とする措置を講じること。（今年7月に3年ごとの改選時期を迎える地域が全国で約6割を占める）
- ④卸売市場法を改正し、中央卸売市場の災害復旧について補助率を2／3にかさ上げすること。また、地方卸売市場に対しても阪神淡路大震災と同様の措置を講じること。

2、復興再生に関する事項

- ①復興再生計画の策定に当たっては押し付けや理想論ではなく、地元自治体や復興の核となる農林水産関係者等の意向・現状に十分配慮して進めること。
- ②津波により壊滅的被害を受けた農地について、早期の経営再開に向け、地域のニーズを踏まえた土地利用計画を早急に策定するとともに、国等による農地の買い上げ（一時国有化）や定期借地権設定などの手法について検討を進め、対策の方向を明らかにすること。その際、地盤沈下等により経営再開が困難な農地の活用について、防災上の観点も含め検討すること。
- ③農地の利用集積を進めること。
- ④居住地を移して農業経営の再開を希望する農家に対し、農業経営継承事業の活用など農地、住居等の提供支援を行うこと。

3、税制特例が必要な事項

- ①納税猶予対象農地の取り扱いについて、経営再開が困難になった被災農地については経営廃止や耕作放棄と見なす期限の確定を行なわないこと。
- ②被災農地を譲渡ないし取得した場合、譲渡所得に対する特別控除の引き上げと100%の圧縮記帳による課税繰り延べ措置を講じること。

- ③被災農地や被災倉庫等に係る固定資産税の免除及び登録免許税の減免措置を講じること。
- ④建物、構築物、機械装置等について特別償却を認めること。
- ⑤津波被害を受けた農地について、開墾地免税制度を参考に、被害農地で生じた農業所得に対しては、当面の間（５年程度）非課税とすること。
- ⑥被災ＪＡ等長期にわたる復旧・復興の支援のため、全国のＪＡ等が拠出する分担金や支援物資を提供した場合には、損金算入を認めるなど特例措置を講じること。また、ＪＡ役職員や農家組合員などが実施している募金等について、特定寄付金に準じた扱いにすること。
- ⑦貸出金や購買未収金等に係る所要の引当金に対する無税償却・税額控除など、協同組合組織に対し被災に伴う各種の税制特例を講じること。
- ⑧農業経営再開に向けて、被災した事業用資産の損失の特例、圧縮記帳の活用、新たな準備金制度の創設等、税制上の特例を追加すること。
- ⑨法人税の繰り戻し還付期間を繰越損失の遡及期間並みに５～７年とすること。

４、金融支援が必要な事項

- ①農業経営の再開が困難な農業者の既往債務の償還について、償還金の減免措置を講じること。(※二重債務問題についてはP 21 参照)
- ②被災者の運転資金及び経営再開資金について、据置期間、融資期間、貸付期間、貸付限度額等に十分配慮した融資制度により手当てすること。
- ③農業共済の損害評価の簡素化、再保険の早期支払い、共済金の迅速な支払いと掛け金の支払い猶予措置を講じること。また、塩害地域における土壌分析結果から作付け可能となった場合においては、農業共済の引き受け対象となるよう配慮すること。
- ④生乳廃棄を余儀なくされている酪農家等の経営を維持するため、一時金の支出や無利子化の措置を講じること。
- ⑤地震・津波災害や放射性物質に係る出荷規制を受けた農家等について、万全な資金繰り対策を講じること。
- ⑥ＪＡ等の農林水産団体についても、中小企業と同様に、保証保険制度の拡充（信用保証協会１００％保証の継続、農業信用基金協会の１００％再保険適用など）により、金融機能の円滑化に努めること。

５、第二次補正予算に盛り込むべき事項

- ①第一次補正予算で措置された「被災農家経営再開支援事業」（５２億円）について、短期の対応としては評価するものの、今後、現場の評価や事業の進捗状況等を踏まえ、

営農意欲・技術の維持、営農や生活のための所得の確保等の観点から検討を加え、補助率の嵩上げなど中長期的に安定した仕組みの構築と十分な予算の確保に努めること。

②農業関連施設の復旧事業について、共同利用施設に加え農業者やＪＡ等も対象とすること。また、復旧事業対象は原形復旧が原則とされているが、食料基地の「復興再生」という理念を踏まえ、施設の高度化や統廃合、移設新築等についても支援対象に加えること。その際、激甚法の適用において簿価を基準にした補助率ではなく、再取得の価格を基準とした補助率にすること。

③ＪＡ等の保管農産物等が被害を受けた場合の損失・廃棄について、被災農業者の救済の観点から総合的な支援策を講じること。

④除塩事業をはじめ農地・農業用施設の復旧や調査については第一次補正予算で一定措置されたところであるが、来年以降の営農再開のためには今年度中にも本格的な復旧に着手する必要がある。農地海岸保全施設、農村生活環境施設等の復旧はまだ緒に就いておらず、二次補正でも十分な復旧復興予算を確保すること。その際、被災自治体や農家の実質的負担が伴わないよう万全の措置を講じること。

⑤種子粃の確保ができないことが米の県間調整未達の一因であることを踏まえ、今後、政府備蓄米の一部について種子粃備蓄方式を採用すること。

⑥飼料備蓄について、仕分けにより２０万トンに削減された備蓄水準を、本来の６０万トンに復元すること。

6、その他予算措置が必要な事項

①各種交付金の要件の緩和と被災地への特例措置を講じること。

②春からの営農に必要な用水路等施設の補修や、肥料・農薬・種子・育苗用資材等、生産資材の製造・配送に必要な重油や輸送燃料等を確保すること。

③米の円滑な流通及び備蓄対策の見直し。

④復元後、減収・品質劣化が生じることが想定されるので、栽培技術・販売等についての支援を講じること。

⑤農地基本台帳等が消失した市町村における今後の事務処理と再作成費用の支援を講じること。

⑥地域復興の要である農業団体（農協、農業共済組合、農業委員会、土地改良組合等）等への支援を強化すること。

⑦地震の影響により、家畜市場の開催中止が長期間に及んだ場合、出荷が遅延した子

食料生産に 電力・燃料を確保！

営農、畜産、酪農など食料生産関連施設に必要な電力・燃料・水を確保すべき。

牛の飼料代等を助成すること。

⑧被災による影響で、食肉・食鳥処理場が稼働停止等の場合、飼料代や出荷遅延による損害についても特別支援すること。

⑨飼料や燃料の不足により死滅する鶏が多発するなど採卵養鶏・ブロイラー農家に対して特別支援すること。

⑩出荷制限中に、安定供給を名目に海外から安価な乳製品を輸入することは、国内産地の需給に非常に重大な影響を及ぼすことから、安易に行わないこと。

⑪ 農業、林業、漁業、食品・木材産業において、復興に必要なパイロット的事業に対し、迅速に対応できる「速決型定額補助金」を創設すること。

⑫農業者の経営再開に向け、万全の支援措置を講じること。

⑬ 災害復興再生事業を創設し、被災した個人農業者についても対象とした上で、トラクター、自脱式コンバイン、園芸温室等復興に必要な施設について支援措置を講じること。

⑭農山漁村で被災者を受け入れる際の取組について支援策を講じること。居住地を移して農業経営の再開を希望する農業者に対しては、農地、住居等の提供に努めること。（全国にある農山漁家、農業経営体、水産会社、地域の中小企業等の資産を活用すれば、仮設住宅だけの支援に比べ、生活の面からも財政的にも有効）

⑮夏場の電力規制に備え、酪農家など電力を多く使用する農家に対し、自家発電機の購入に対する支援措置を講じること。

⑯放射性物質の測定のための機器の整備について、支援措置を講じること。

⑰農地基本台帳は農地の権利関係の全てを記述しており、今後、この台帳が消失した市町村においては膨大な事務が必要となることから、事務処理と台帳の再作成費用について支援措置を講じること。その際、水土里情報等の活用にも努めること。

⑱ 原発事故の影響を受け、休業や制限区域外での営業を余儀なくされているJAや厚生連病院などの事業者に対し、万全な補償を行うこと。また、雇用調整助成金の雇用調整助成金の適用などの雇用対策を実施すること。

7、補償が必要な事項

①米の生産目標数量の配分に当たっては、明確な方針のもと、早急に決定すること。見直しや風評被害に伴う補償等については万全の措置を講じること。また、他地域との間で調整することで必要となる種子粃の確保について支援を行うこと。23年産の備蓄米として既に契約している米については、主食用米の確保を優先する観点から、調整しきれない数量について特例的に免責できるよう配慮すること。

②津波被害を受けた農地では数年間にわたり作付け不能の恐れがあることから、休業

補償措置を講じること。

- ③原子力損害賠償紛争審査会を立ち上げ、補償に関する方針や対象範囲を早期に具体化すること。
- ④放射性物質に係る出荷規制を受けた農家等について、避難者に対する補償と同様の補償措置を講じること。
- ⑤原発の被害について、初動対応の遅れにより放置された家畜の殺処分や埋却処分、入荷拒否や価格下落等、風評被害の補償を含め、農畜産物に対する万全の補償措置と一時金の支払いを実施すること。

8、その他必要な事項

- ①下記の事業等に必要な電力・水・燃料等を確保すること。
 - ・営農ならびに集出荷場、選果場の稼働や輸送
 - ・畜産酪農、飼料、家畜輸送、集乳車
 - ・飼料工場・飼料のストックポイントや港湾施設・サイロ・倉庫
 - ・食肉・食鳥処理場や鶏卵G Pセンター等
 - ・屠場・レンダリング施設
- ②地震の混乱により、安全な防疫体制が取れないため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生及び蔓延が危惧される。そのため官民挙げて万全の防疫体制が取れるよう、全力を尽くすこと。
- ③乳牛工場への原乳受入ができるようにするため、紙パック等資材について、確保すること。
- ④飼料不足や余震のストレス等による乳量減や乳質の低下に対しても特別支援すること。
 - ⑤生乳の自主廃棄を強制されている区域において、産業廃棄物車での集乳、下水道への廃棄などの緊急対策を実施すること。
- ⑥夏場の需給ひっ迫に対応するため、被災していない都道府県での生乳増産に努めること。
- ⑦土地改良関係
 - ア) 農地の復旧事業においては、事前着工など弾力的な対応に努めること。また、都道府県の技術者の活用に努めること。
 - イ) 被災により土地改良事業負担金の償還が困難となった負担金の支払い猶予及び無利子化措置。
 - ウ) 今回の災害復旧事業に当たり換地事務が必要となる場合、換地事務を補助対象とすること。
 - エ) 経常賦課金の徴収が困難となった土地改良区への支援。
 - オ) 賦課台帳を逸失した土地改良区など、事務所体制の整備に対する支援。
- ⑧ J A等が農業倉庫で集荷・保管していた21～22年産米が浸水により販売でき

なくなっている「農家から販売委託された米穀」について、農家支援の観点からの補償支援を行うこと。また、損害補償のない大豆などの保管農産物、種子、農機、配送資材等に対する補償を行うこと。

- ⑨被災地域の農業共済組合に対する支援措置を講じること。
- ⑩農地復元後、減収や品質劣化が生じる恐れがあることから、栽培技術の普及に努めること。また、改良普及事業への支援に努めること。
- ⑪風評被害防止のため、原産地表示を細分化するなど、適切に対応すること。
- ⑫日本からの農水産物の輸入規制を実施している国に対し、事実関係と我が国の取り組みについて十分な理解を求めること。安全証明書の発行について早急に検討すること。
- ⑬被災地の厚生連病院においては員外利用制限の適用を除外することとし、その周知に努めること。
- ⑭牧草地の放射線量が基準を上回る地域等において、酪農家等の移転の際の万全な支援策を講じること。
- ⑮酪農と繁殖農家は再生まで早くても三年必要であり、個々の農家に任せていては再生できない。国が酪農組合等を強力に支援し、農家を雇用し、一定の段階で農家に払い下げするなどの仕組みを立ち上げること。
- ⑯畜産酪農をはじめとする長期にわたる農業の経営再生のため、基金の設置について検討すること。
- ⑰お茶・たばこ等の加工食品についての安全基準を明確にすること。
- ⑱農畜林水産物の廃棄について、対処方針を明確にし周知徹底すること。

【X】林業・山村支援対策

1、緊急対応

- ①被害の甚大な海岸林や治山施設、林道など被害状況の早急な把握と復興に努めること。その際、改正森林法による行政の立ち入り調査、土地の使用権設定に関する新たな仕組み等を活用すること。
- ②仮設住宅用地やがれき一時置場として利用可能な国有林野所有国有地を提供すること。
- ③仮設住宅建設に必要な大量の杭丸太用原木を国有林から迅速に供給すること。
- ④復旧・復興に必要な木材の安定供給のため、関係業界と密接に連携し、国産木材の確保と価格の安定に努めること。
- ⑤仮設住宅に必要不可欠な合板について、被災した関連企業に対する支援、国産合板の安定供給に努めること。
- ⑥合板に関する投機的行為の防止、非 J A S 製品の乱用防止（シックハウス対策）、

合板原木の確保・運搬に努めること。

- ⑦合板等の木材製造用機械等の再整備に特別の支援策を講じること。
- ⑧林業・木材産業への金融・保証支援を行うこと。
- ⑨林産物の流通・消費へ無用な混乱が生じないよう適切な対応に努めること。
- ⑩被災地の森林組合等、林業事業体の復興活動を支援すること。

(※二重債務問題については、P 2 1 を参照)

2、復興再生に向けた新たな取り組み

- ①ガレキに含まれる大量の木質系災害廃棄物（推定500万トン以上）を木質系バイオマス発電等に有効利用すること。（一般廃棄物として処理するよりも、環境対策としても費用対効果の面からも有効）
- ②売電収入により運営費用をまかなうことを原則とし、ドイツの例を参考に、発電種別（小水力、バイオマス、太陽光など）や規模別（地域の小規模のものは高く設定）に売電単価を設定すること。（再生可能エネルギー電力固定価格買い取り法の修正）

3、第二次補正予算に盛り込むべき事項

- ①林地、林道・作業道等、林業生産基盤の復旧に必要な予算を確保すること。
- ②被災した林業関係施設、機械（森林組合、共販・加工施設、林業機械・車両等）の復旧のための支援策を講じること。
- ③復旧・復興に活用する国産材の安定供給と需要状況の把握のため、全体的な復旧・復興スケジュールを示した上で支援策を講じること。
- ④被災した合板企業の製造ラインの復旧が、仮設住宅等の資材供給や被災地域の復興のポイントとなっていることを踏まえ、合板製造用機械の再整備支援について、早急に補助率の大幅な嵩上げを行うこと。
- ⑤被災企業の現在雇用している従業員が、ガレキ処理等に従事する場合の給与への助成を農林業にも適用すること。
- ⑥ガレキに含まれる大量の木質系災害廃棄物（推定500万トン以上）をバイオマス発電に活用するため、一次補正で措置されたチップ化機械に加え、発電施設（移動式コンテナタイプを含む）について予算化すること。併せて、木材ガレキの木質ボードへの活用を図る。

【XI】水産業・漁村支援対策

1、水産業の再生

- ①被災地は日本の水揚げの約四分の一を占める我が国水産業の中心的地域である。被災地における漁業・養殖業の再生、復興は水産食料の安定供給にとり欠かせないことに鑑み、地元との十分な協議のうえで地域水産業の再編のマスタープランを7月までに作成すること。

〔 全国に占める東日本の太平洋側の漁獲量のウェイト23% 〕

- ②その際、従来の枠組みにとらわれず、国が全面的に支援する新たなスキームと十分な予算措置を講じるべきである。

② 2、原発被害への対応

- ①放射能汚染水の4月の海への放出は、漁業関係者を無視し無責任に行われ、度重なる放射能汚染水の漏出も加わり、我が国漁業に多大な影響を及ぼしている。

このような事態がないように更に徹底を図るとともに、調査箇所を拡充したうえで放出による影響を幅広くモニタリングし、その情報を速やかに開示すべきである。

また、福島原子力発電所全ての施設について、徹底して放射能漏れ等の総点検を行い、安全を確認すべきである。

〔 4/6～4/10 低レベル汚染水放出量 11,500トン
3/11～ 高レベル汚染水漏出量 520トン+α 〕

- ②漁業関係者が就労する場合の安全性について万全の対応を図るべきである。

- ③紛争審査会の一次指針に盛り込まれなかった風評被害等の賠償範囲を早期に決定すべきである。

- ④出荷自粛や風評被害により被害を受けた漁業者や関係事業者に対して、早期に万全の補償を行うべきである。

③ 3、漁場復旧・インフラ整備

- ①本格復旧・復興の着手に必要な被害状況調査の速やかに実施すること。

- ②沿岸域を含めた資源・漁場環境調査の早急に実施すること。

- ③漁港・漁場に係る漁船等海底障害物の国による撤去、処理(海のガレキ処理)については遅々として進んでいない。国と県で具体的な「工程表」を策定し、その工程表に基づき早急に処理すること。その際、国がその経費の10割を負担し、国が責任を持って進めること。

〔 海のガレキの総量は全く把握できていない 〕

④激甚災害法に基づく漁場・インフラ復旧を早期に実施すること。

〔 被災漁港数 319、漁港施設被害額 6,442億円 〕

⑤激甚災害法の補助率等を拡充し、被災自治体の負担が実質的に生じないようにすること。

⑥漁業活動にとって不可欠な荷さばき所、製氷冷凍冷蔵施設、共同作業場、養殖施設等の共同利用施設の災害復旧について、地方公共団体の所有するものも「暫定法」の対象とすること。

⑦災害関連漁業集落環境施設復旧事業の補助率の引き上げ等により被災自治体の負担が実質的に生じないようにすること。

4、漁船・漁具・養殖施設等漁業資材の新造、流通・加工施設等の整備

①日本の漁業全体を俯瞰した漁船・漁具等の国による斡旋の実施と取得費用の助成を強化すること。

〔 被災漁船 20,718隻、被害額 1,384億円 〕

②改修・修理等で早期に使用可能となる漁船・漁具〈定置網含む〉、養殖施設、荷さばき所、製氷冷凍冷蔵施設、加工施設の復旧・整備への支援を強化すること。（一次補正では国1/3⇒1/2）

③もうかる漁業事業（サンマ漁船、大中まき網、養殖業など）を拡充するなど被災漁船の代船建造・養殖施設の復旧への支援を行うこと。

④激甚災害法の改正による補助対象等の拡大・充実を図ること。

⑤冷凍冷蔵庫・加工施設・漁船・燃油施設等の再建に対する助成の強化（又は無償リース）。

⑥漁業者の活動拠点である漁協事務所及び漁協所有の施設・タンクローリー・フォークリフト・トラック等の被害に対する国の支援を行うこと。

⑦漁協自営・共同利用体による漁船・漁具（定置網含む）・「ノリの乾燥施設」等陸上施設を含めた養殖施設等への支援（国の責任での復旧や無償リースなど）を行うこと。

⑧企業・個人経営の加工・製氷・冷凍・冷蔵施設・造船所等への国による支援を行うこと。

⑨2万隻超の漁船の喪失に伴う新漁船建造及び漁船の補修にあたっては、被災地域の状況を勘案し、優先順位をもって漁船の建造・補修ができるよう、造船所と修理施設

漁船等の再取得支援！

制度改正や新たな制度の創設により、漁船等を再取得できるよう支援すべき。

の早急な実情に合った整備を進めること。

⑩「さけ・ます増殖」や「カキ養殖」等における陸上施設の早急な本格的整備ならびに「稚魚・稚貝の手当て」への支援を行うこと。

5、金融・保険

①漁業共済・漁船保険に係る国の支援。

- ・被災漁業者の後年度掛金負担増、補償水準低下とならないよう対応すること。
- ・被災地における漁船保険事業・漁業共済事業の健全な運営を維持するための事務運営経費の支援すること。

②漁業共済・漁船保険の早期支払いを行うこと。

③被災地における養殖漁業者等に対する漁業共済加入要件の特例措置を講じること。

④事業再開のための無利子・無担保・無保証・長期融資制度を拡充すること（信用保証の拡充強化）。

⑤既往債務の特例措置を強化すること。（※二重債務についてはP 16を参照）

⑥被災漁協等への支援すること。

- ・債務超過に陥る漁協への特別の措置を行うこと。
- ・震災損失繰延資産勘定等の長期に亘る均等処理の適用とすること（20年）。
- ・漁業者の住宅などに対する共済制度を充実するための国の支援（国の地震保険の活用）を行うこと。

⑥ 6、被災漁業者の雇用対策

復旧・復興事業に係る被災漁業者を活用すること。

〔 被害漁業者数 約2万人(推計) 〕

①復旧・復興事業への積極的に雇用すること。

②休漁漁業者の活用事業の創設すること。

③海底障害物処理（海のガレキ処理）事業等への被災漁業者の緊急雇用を行うこと。

7、共同経営・漁協自営方式による水産業復興支援等

①被災漁業者の漁協自営・共同経営体への雇入れ方式による地域水産業復興への支援すること。

②収穫まで2年から3年かかる養殖漁業者への経営支援を拡充すること。

8、漁協の再建への支援

①漁協の再建に対して支援すること。

②壊滅的被害を受けた地域における地域・水産業の中核的担い手として、復興に係る期間中、人件費等の運営費用を支援すること。

9、被災漁村地域の住宅復興・街づくり支援

漁業集落の地盤嵩上げと被災した漁業者の住宅復興等漁村再建に対する支援を行うこと。

10、水産物流通・加工対策

①被災により使用可能漁港が限定される中、被災地域における水産物の流通・加工機能の低下により、漁業再開に伴う漁獲の水揚量に対応できない過剰漁獲物については、余剰処理能力のある他地域への陸上輸送を含めた広域流通対策に対する支援を行うこと。

②原発事故に伴う風評被害による海外への輸出停滞に伴う流通悪化に対応した調整保管事業の拡充、1次・2次加工への支援、多角的販路確保に必要な加工支援を行うこと。

③早急に国内検査体制を充実させるとともに、輸出停滞の打開に向けた輸出国に対する販売促進活動を支援すること。

〔 水産物の輸出額 1,900億円 〕

11、漁業用燃油高騰対応支援の充実

漁船漁業経営の圧迫要因である「行き過ぎた燃油高騰」対策の拡充すること。

〔 A重油 72,400円/k l(平成22年12月) → 91,400円/k l
(平成23年5月) 〕

12、「がんばろう水産業復興基金」の創設

水産業復興のために、東日本巨大地震・津波により喪失・流出した種苗の生産、共同利用車両の迅速な購入・運営、水産業活性化や地域特産水産物のPR活動、収穫までに時間のかかる養殖漁業者等への支援など、地域の特性に応じた柔軟な対応を図るための基金(全額国費による取崩し型の基金)を創設すること。

【XII】 その他

④ 1、地方交付税の加算

- ① 平成23年度補正予算の編成に伴い、地方交付税を大幅に加算。
- ② 税制上の特例措置に伴う税収減に関わらず、地方交付税の減額を行わない。

② 揮発油税等のトリガー条項の廃止

最近の石油需給のひっ迫等に鑑み、被災地の混乱の回避、財源の確保等のため、揮発油税等に係るトリガー条項を廃止する。

トリガー条項の廃止！

被災地の混乱回避、財源の確保のために、揮発油税等に係るトリガー条項を廃止すべき。

③ 宝くじ等の活用

復興宝くじの販売、復興競馬の実施、復興競輪・オートレースの実施、復興モーターボート競争の実施し、収益金を被災者・事業者支援に活用する。

復興宝くじで被災者支援

復興支援事業の一環として、宝くじ、競馬、競輪、オートレース、競艇を開催し、被災者支援に供するべき。

4、被災地の地デジ対策等

- ① 7月のアナログ停波、地デジスタートが計画通りにいくのか、早急な調査が必要。完全実施日程を変えないとすれば被災地のアンテナ対策、支援措置を早急に打ち出すべき。
- ② 被災地域においてアナログ放送を延期する被災3県の住民への周知徹底。同時にアナログ放送を継続する放送局に対し、2次補正における予算措置も含めた支援策を検討すること。

5、防災行政無線・通信システムの構築

- ① 防災行政無線の復旧を急ぎ、復旧までの具体的な工程表を自治体ごとに作成すること。
- ② 早期に被災地域の情報通信基盤の復旧を行うとともに、災害時に備え、デジタル化も含め無線・衛星を活用した地域の情報通信網や非常用電源の配備等、災害に強い、通信システムを構築すること。
- ③ 放送施設の復旧に必要な予算措置を講じること。

6、救援活動等に従事する自衛隊、警察官、消防士等への対応

- ① 救援活動や危険業務等に従事している自衛隊、警察官、消防士等の手当ての充実確保及び装備・装具、燃料・食料・物資等の充実確保。
- ② 死亡者の対応にあたる自衛隊員・消防隊員・警察官・歯科医などの勤務体系の改善を図るとともに、カウンセラーの常設、休養施設の設置など心身のケアを図る。
- ③ 被災地で活動中に災害に遭った消防団員への十分な補償がなされるよう消防団員等公務災害補償等共済基金を大幅に増額する。

- ④予備自衛官制度を見直し、民間人の登用制度の確立を図る。

7、被災した自衛隊施設・装備等の復旧・復興

- ①航空自衛隊松島基地の改修及び被災した航空機始め機材の補修すること。
- ②全国の自衛隊基地・駐屯地の耐震化工事の促進及び自家発電装置を設置すること。
- ③全国の駐屯地を災害時における物資の緊急備蓄基地とするための整備を行うこと。
- ④海上、沼地等の搜索及び救難のためのホバークラフト等を配置すること。
- ⑤救援活動等に資するためのヘリコプターの装備を充実すること。

8、自衛隊の撤退

自衛隊の撤退について行政機能が復帰した後の、自衛隊撤退のシナリオ（瓦礫処理等）について進捗状況を勘案しながら検討する。

9、諸外国への情報の発信

- ①原発情報はじめ被災情報の諸外国への正確な情報の発信。
- ②在日外国人の安否確認の徹底及び生活支援、帰国支援等の手当の拡充。

10、海外からの支援に関する対応

- ①海外からの支援チームの活動支援について格段の措置を講ずる。
- ②諸外国からの支援状況を国民に分かりやすく広報する。

11、病院船の造船の検討

病院船（ヘリ、ホバークラフト積載）の造船について検討を行うための措置を講じること。

提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置（案）

第一 立法措置で対応

一 提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置（案）に掲げた事項と閣法での措置の対比

※ 1・2次提言に対応した政府の実施状況

○・・・全部措置

△・・・一部措置

×・・・措置されていない

1 財政援助・助成関係

提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置（案）に掲げられている事項	対応の有無	関係する閣法の条文
○「きずな基金」の創設 ・国が、「きずな基金」に必要な資金3,200億円を全額拠出	×	
○被災者生活再建支援基金に対する国による格段の措置 ・被災者生活再建支援基金に対する国による資金の拠出又は ・被災者生活再建支援金に係る国の補助割合（1／2）の引上げ	×	
○新たな住宅取得に500万円まで支給 ・被災者生活再建支援金の支給額の上限額（300万円）の引上げ	×	
○避難所での食事提供について国庫負担の引上げ（災害救助法第36条の特例） ・国庫負担率（上限9割）を引き上げ、地方負担分を軽減	×	
○災害弔慰金、災害障害見舞金の国庫負担の引上げ（災害弔慰金の支給等に関する法律第7条の特例） ・国庫負担率（1／2）を引き上げ、地方負担分を軽減	×	
○災害公営住宅の用地取得費への補助 ・災害公営住宅の建設に当たっての国の補助の対象に用地取得費を追加	×	※ 第1次補正予算にて予算措置として対応
○宅地の擁壁等の補修 ・宅地の擁壁等の補修に対する独立行政法人住宅支援機構による融資制度の創設	○	財政援助助成法138条
○震災特別保証による貸付保証枠の拡大、無担保・無保証人融資の実施 ・中小企業信用保険法の災害関連保証の貸付条件の特例を規定（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条の特例に上乗せ）	○	財政援助助成法128条

○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(日本政策金融公庫の災害復旧貸付及び商工組合中央金庫の危機対応業務について、事業規模の大幅な拡充、間接被害及び三次被害への幅広い適用、貸付限度額の拡大並びに実質ゼロ金利での貸付けを行う。)	△	財政援助助成法 3 6 条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例ではないが、危機対応業務の円滑な実施を確保するための、政府による追加出資期限の延長について特例を規定) 財政援助助成法 1 3 3 条 (商工組合中央金庫に対する国の出資期限の延長を規定)
○ 既往債務の負担軽減 (償還期間の延長) ・小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金の償還期間の特例を規定 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 1 3 条の特例に上乘せ)	○	財政援助助成法 1 2 9 条
○ 間接災害・三次災害への対応 ・間接災害・三次災害について、中小企業信用保険法・小規模企業者等設備導入資金助成法等の特例を規定	△	財政援助助成法 1 2 8 条 (中小企業信用保険法の特例で間接災害について規定)
○ 公園、街路、都市排水施設、上水道等についての補助率 (現行 1 / 2) の引上げ	○	財政援助助成法 3 条 ※ 1 項 5 号の「政令」の内容次第で対応可
○ 激甚法の対象外の社会福祉施設の災害復旧に関する補助率 (1 / 2) の引上げ	○	財政援助助成法 4 8 条
○ 公立病院の災害復旧に関する補助等 ・国庫補助等により地方負担が生じないよう措置	△	財政援助助成法 4 6 条
○ 民間病院の災害復旧に対する支援 ・国庫補助等により最大限の支援	△	財政援助助成法 4 6 条
○ 港湾の付属施設・倉庫団地等についての補助等 ・港湾の付属施設、荷役機械、環境整備施設、倉庫団地等、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法・激甚災害法の適用対象とならない施設の災害復旧事業に要する費用の国庫補助及び資金の無利子貸付け	△	財政援助助成法 1 3 5 条 ※ 特定用途港湾施設の災害復旧事業に係る無利子貸付けのみ
○ 工業用水道の災害復旧の対する補助	○	財政援助助成法 3 条 1 項 2 号
○ 港湾内の沈没物の引揚げ・処理等に対する補助 ・津波により港湾内に沈没した船舶、自動車等の引揚げ、処理等に対する補助制度の創設又は拡充 (沈没船：国庫補助率の引上げ (1 / 3 → 2 / 3))	×	
○ 道路、河川、港湾等の公共施設への激甚災害制度の適用 ・被災した地方公共団体で政令で定めるものについて、激甚災害制度の適用基準への該当性を判断することなく、同制度を適用する。	○	財政援助助成法 5 条
○ 空港についての補助 ・空港の災害復旧工事に要する費用の国の負担割合 (8 / 1 0) の 9 / 1 0 への引上げ	△	財政援助助成法 1 3 6 条 ※ 国の負担割合：8 . 5 / 1 0
○ 交通事業施設についての補助 ・交通事業施設 (空港ターミナルビル、船舶・旅客施設、バス事	△	財政援助助成法 3 条 (交通施設)、1 3 5 条 (船舶・

業・貨物運送事業の施設等)の災害復旧事業に要する費用に対する補助制度の創設(補助率2/3)		旅客施設)、137条(空港ターミナルビル) ※ 交通施設については、3条1項5号の「政令」の内容次第で一部対応可 ※ 船舶・旅客施設及び空港ターミナルについては、無利子貸付けのみ
○ 交通・物流ネットワークの復旧・復興 ・被災地における3セク鉄道路線・バス路線・離島航路等の維持のための国庫補助	×	
○ 健康保険等の保険料及び入院時食事療養費等の免除(健康保険法等の特例) ・健康保険、厚生年金保険、船員保険等に係る保険料の免除 ・健康保険、国民健康保険、高齢者医療制度、船員保険、介護保険、障害者自立支援制度等に係る食費及び居住費の自己負担分の免除 ・保険者に対する財政支援 ○ 健康保険法等の療養費の特例(健康保険法等の特例) ・避難所において柔道整復師の治療を受けた場合等について、健康保険、国民健康保険、高齢者医療制度、船員保険等に係る自己負担額を減免	○	・健康保険関係 財政援助助成法50条～58条 ・船員保険関係 財政援助助成法61条～66条 ・国民健康保険関係 財政援助助成法67条～72条 ・高齢者医療関係 財政援助助成法73条～78条 ・障害児関係 財政援助助成法85条・86条 ・障害者自立支援関係 財政援助助成法87条・88条 ・介護保険関係 財政援助助成法89条～92条 ・厚生年金保険関係 財政援助助成法95条 ・地共済組合保険関係 財政援助助成法16条～20条 ・国共済組合保険関係 財政援助助成法27～31条 ・公務員医療保険関係 財政援助助成法142条
○ 被災事業所に対する社会保険料の免除等(健康保険法等の特例) ・被災により賃金の支払いに著しい支障が生じている事業所について、健康保険、厚生年金保険、船員保険等に係る保険料の事業主負担分及び児童手当の拠出金を免除 ・被災により賃金の支払いに著しい支障が生じている事業所につ	○	・健康保険関係 財政援助助成法49条・57条 ・船員保険関係 財政援助助成法59条・66条

いて、健康保険、厚生年金保険、船員保険等の標準報酬の改定の特例		・厚生年金保険関係 財政援助助成法 9 4 条・9 5 条 ・児童手当関係 財政援助助成法 1 0 2 条
○ 被災事業所に対する社会保険料の免除等(健康保険法等の特例) ・被災により賃金の支払いに著しい支障が生じている事業所について、健康保険、厚生年金保険、船員保険等に係る保険料の事業主負担分及び児童手当の拠出金を免除	○	財政援助助成法 8 1 条(労働保険料の免除)
○ 住宅金融支援機構の貸付けの据置期間、受付期間の延長等の特例	×	※ 第 1 次補正予算にて 予算措置として対応
○ 地籍調査における自治体の負担の緩和 ・地籍調査に要する経費に係る国の負担割合(都道府県・市町村が行う場合は 1 / 2、土地改良区等が行う場合は 2 / 3) の引上げ (国土調査法の特例)	×	
○ 内定取消の回避(雇用保険法の特例) ・内定者を被保険者とみなして雇用安定事業等の対象とすること。	×	

2 国税・地方税関係

① 国税の特例

提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置(案)に掲げられている事項		対応の有無	関係する閣法の条文
① 所得税関係			
・雑損控除等の特例(雑損控除・災害減免法による所得税の減免を平成 2 2 年分の所得税に前倒しし、繰り延べ期間を 5 年に延長)	○	○	国税特例法 4 条、5 条及び 4 9 条参照。
・災害被害者に対する所得税の減免に係る所得要件の見直し(所得税の減免が受けられる災害減免法の所得要件(1, 0 0 0 万円)について撤廃も含めて検討)	×	×	
・住宅ローン控除の特例(住宅取得促進税制の適用(住宅ローン残高の 1 %を所得控除)の特例により、家を失った場合でも控除を継続)	○	○	国税特例法 1 3 条参照。
・財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例(財形住宅貯蓄等の目的外払出しに係る利子等の遡及課税の特例により、非課税措置を適用)	○	○	国税特例法 1 0 条及び附則 3 条参照。 平成 2 4 年 3 月 1 0 日までのものに限り。
・東日本巨大地震・津波災害等に関連する寄附に係る寄附金控除の特例(平成 2 3 年分から 2 5 年分までの所得税において、寄附金控除の控除可能限度枠を総所得金額等の 8 0 %に拡大。認定 N P O 法人等が募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、税額控除制度を導入し、所得控除との選択制にする。)	○	○	国税特例法 8 条参照。
・被災事業用資産の損失の必要経費算入等に関する特例			
(1) 被災事業用資産の損失について、平成 2 2 年分の所得	○	○	国税特例法 6 条参照。

	税の計算上、必要経費への算入を可能とする。		
	(2) 青色申告者については、被災事業用資産以外の損失を含めて平成22年分で純損失が生じた場合、平成21年分の所得税額のうち純損失に相当する部分の金額の繰戻還付を可能とする。	○	国税特例法7条参照。
	(3) 被災事業者用資産の損失による純損失((2)により繰戻還付された部分を除く。)を平成23年分以降5年間にわたって繰越可能とする。	○	国税特例法7条参照。
	・被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	×	
	・特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例(被災区域内の土地等を譲渡・取得する場合、原則として100%の割合により、圧縮記帳による課税の繰り延べ)	○	国税特例法12条及び附則4条参照。 平成23年3月11日から平成28年3月31日までに取得し、かつ取得の日から1年以内にその事業に供する特定の事業用資産等に限る。
	・被災代替資産等の特別償却(被災した建物、構築物、機械装置、船舶、航空機若しくは車両の代替資産又は被災区域等において取得する一定の建物、構築物若しくは機械装置につき特別償却)	○	国税特例法11条参照。 平成23年3月11日から平成28年3月11日までに代替資産等を取得した場合に限る(平成26年3月31日までに取得した場合は、償却率を上乗せ)。
	・買換資産の取得期間等の延長の特例(買換特例に係る買換資産の取得期間を2年まで延長)	○?	国税特例法12条で読むことができるか、やや不明。
	・被災農地の譲渡に係る課税の特例(被災農地を譲渡する場合に、譲渡所得に対する特別控除の引上げ及び100%の圧縮記帳による課税繰り延べを可能とする。)	△	国税特例法12条参照(圧縮記帳のみ)。 特別控除の引上げについては、規定なし。
	・被災農地の農業所得の非課税(津波被害を受けた農地について、開墾地免税制度を参考に、被災農地で生じた農業所得に対しては、当面の間(5年程度)非課税とする。)	×	
② 法人税関係			
	・東日本巨大地震・津波災害等による損失の繰戻しによる法人税額の還付(被災日以後1年の間に終了する各事業年度において生じた欠損金額の全額について、当該事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度の法人税額に相当する部分の繰戻還付を可能とする。仮決算の中間申告書を提出する場合には、中間申告によっても還付を可能とする。)	△	国税特例法15条及び23条参照。 欠損金額のうち政令で定めるものに達するまでの金額について、 <u>事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度の法人税額に相当する部分の繰戻還付。</u>
	・利子・配当等に係る所得税額の還付(被災日以後1年の間に終了する各事業年度において生じた東日本巨大地震・津波災害等に係る損失金額について、利子・配当等につき源	△	国税特例法16条及び24条参照。 平成23年3月11日か

	泉徴収された所得税額のうち法人税額から控除しきれなかった部分の還付を可能とする。)		ら同年9月10日までの間に終了する中間期間において生じた東日本大震災に係る損失の額で政令で定めるものに達するまでの金額に限る。
	・被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	×	
	・特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例(被災区域内の土地等を譲渡・取得する場合、原則として100%の割合により、圧縮記帳による課税の繰り延べ)	○	国税特例法19条から21条まで及び27条から29条まで参照。 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間内に買換えを行った場合に限る。
	・被災代替資産等の特別償却(被災した建物、構築物、機械装置、船舶、航空機若しくは車両の代替資産又は被災区域等において取得する一定の建物、構築物若しくは機械装置につき特別償却)	○	国税特例法18条及び26条参照。 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得等した場合に限る。
	・買換資産の取得期間等の延長の特例(買換特例に係る買換資産の取得期間を2年まで延長)	○	国税特例法22条及び30条参照。
	・被災農地の譲渡に係る課税の特例(被災農地を譲渡する場合に、譲渡所得に対する特別控除の引上げ及び100%の圧縮記帳による課税繰り延べを可能とする。)	△	国税特例法19条から21条まで及び27条から29条まで参照(圧縮記帳のみ)。 特別控除の引上げについては、規定なし。
	・協同組合組織の貸倒引当金の特例(協同組合組織の貸出金や購入未収金等に係る所要の引当金に対し、無税償却・税額控除など被災に伴う各種の税制特例を講じる。)	× (現行法で対応)	被災取引先の復旧支援のための売掛債権等の免除については、運用によりその損失を損金算入可能。 なお、協同組合等については、現行法上、貸倒引当金繰入限度額の割増特例がある。
③ 相続税関係			
	・特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例(被災日前の相続で被災日以後に申告期限が到来する者につき、東日本巨大地震・津波災害等の発生直後の価額によることができるものとする。)	○	国税特例法34条参照。
	・被災した納税猶予対象農地に係る特例(大震災によって経営再開が困難になった納税猶予対象農地については、経営廃止や耕作放棄をしたとみなさないこととする。)	× (現行法で対応)	相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている農地等については、災害のためやむを得ず一時的に農業の用に供することが不可能となったと認められることから、引き

			続きその農地等は農業の用に供しているものとして特例の適用が継続される。
	・非上場株式等についての納税猶予の要件緩和	×	
④ 贈与税関係			
	・特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例(被災日前の贈与で被災日以後に申告期限が到来する者につき、東日本巨大地震・津波災害等の発生直後の価額によることができるものとする。)	○	国税特例法 35 条参照。
	・住宅取得等資金に係る贈与税の特例に係る居住要件の免除等(住宅取得等資金の贈与税について、住宅が滅失し居住できなくなった場合の住宅への居住要件を免除。居住要件を満たせない場合の居住期限の 1 年延長。)	○	国税特例法 37 条及び 38 条参照。
	・被災した納税猶予対象農地に係る特例(東日本巨大地震・津波災害等によって経営再開が困難になった納税猶予対象農地については、経営廃止や耕作放棄をしたとみなさないこととする。)	×	相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている農地等については、災害のためやむを得ず一時的に農業の用に供することが不可能となったと認められることから、引き続きその農地等は農業の用に供しているものとして特例の適用が継続される。
	・非上場株式等についての納税猶予の要件緩和	×	
⑤ 自動車重量税関係			
	・被災自動車に係る自動車重量税の還付(滅失・損壊した自動車について、納付済み自動車重量税を還付)	○	国税特例法 45 条参照。平成 25 年 3 月 31 日までの間、納付済み自動車重量税を還付(具体的金額は政令に委任)。
	・被災者の買換え車両に係る自動車重量税の特例(被災者が新たに自動車を買換える場合、自動車重量税を免除)	○	国税特例法 46 条参照。平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に取得し車検証の交付を受けた自動車について、新規車検等の際の自動車重量税を免除。
⑥ 登録免許税関係			
	・東日本巨大地震・津波災害等により滅失・損壊した工場、事務所等の建物に代えて取得する建物及びその敷地に供する土地につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録免許税を免除	○	国税特例法 39 条(建物)及び 40 条(土地)参照。法律施行日の翌日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に受けるものに限る。
	・東日本巨大地震・津波災害等により滅失・損壊した船舶又は航空機を再建造又は新たな取得時における保存登記に	○	国税特例法 41 条参照。法律施行日の翌日から平

	対する登録免許税を免除		成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に受けるものに限る。
	・被災農地、被災倉庫等に係る登録免許税を減免（阪神・淡路国税臨特法 3 7 条・3 8 条と同様の措置であれば免税）	△	国税特例法 3 9 条参照。 被災倉庫等に限られており、農地については対応できないと思われる。
⑦ 印紙税関係			
	・政府系金融機関等が被災者等を対象として行う設備資金等の特別貸付けに関して作成される消費貸借に関する契約書について、印紙税を課さない。	○	国税特例法 4 7 条参照。 平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に作成されるものに限る。
	・東日本巨大地震・津波災害等により滅失・損壊した建物の代替建物及びその敷地の用に供する土地の取得に係る不動産売買契約書又は損壊した建物の修繕に係る建設工事請負契約書について、印紙税を課さない。	○	国税特例法 4 8 条参照。 平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に作成されるものに限る。

② 地方税の特例

提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置（案）に掲げられている事項		対応の有無	関係する閣法の条文
① 個人住民税関係			
	・雑損控除の特例（雑損控除による個人住民税の減免を平成 2 3 年分の個人住民税に前倒しし、繰り延べ期間を 5 年に延長）	○	改正地方税法附則 4 2 条及び 4 3 条
	・被災事業用資産の損失による純損失の繰越し可能期間を 5 年に延長	○	改正地方税法附則 4 4 条
② 固定資産税・都市計画税関係			
	・津波等により実質使用不能となった土地、家屋及び農地に係る固定資産税・都市計画税について、市町村が指定する区域において免税（条例でも対応可）	○	改正地方税法附則 5 5 条
	・被災家屋の敷地とされていた土地について、住宅用地とみなし、引き続き固定資産税・都市計画税を軽減（現行法でも 2 年間は軽減されている）	○	改正地方税法附則 5 6 条 1 項
	・被災住宅用地に代わる土地を取得した場合、被災住宅用地に見合う分については住宅用地とみなし、当分の間、固定資産税・都市計画税を軽減	○	改正地方税法附則 5 6 条 1 0 項
	・被災家屋に代わる家屋を取得し、又は改築した場合、被災家屋に見合う分については、当分の間、固定資産税・都市計画税を軽減	○	改正地方税法附則 5 6 条 1 1 項
	・滅失又は倒壊した事業用家屋・償却資産に代わる事業用家屋・償却資産を取得した場合、当分の間、固定資産税を軽減	○	改正地方税法附則 5 6 条 1 2 項（事業用家屋については、同条 1 1 項）
③ 不動産取得税関係			
	・被災家屋に代わる家屋用の土地を取得した場合、従来の土	○	改正地方税法附則 5 1 条

	地に見合う分について、不動産取得税を課さない（条例でも対応可）		2 項
	・被災家屋に代わる家屋を取得した場合について、不動産取得税を課さない（条例でも対応可）	○	改正地方税法附則 5 1 条 1 項
④ 自動車取得税・自動車税・軽自動車税関係			
	・被災自動車に代わる自動車の取得に係る自動車取得税・自動車税・軽自動車税の免除（条例でも対応可）	○	改正地方税法附則 5 2 条、 5 4 条及び 5 7 条

③ トリガー条項関係

提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置（案）に掲げられている事項		対応の有無	関係する閣法の条文
トリガー条項の廃止			
	・租税特別措置法 8 9 条（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止）を削除	△	国税特例法 4 4 条参照。規定の削除ではなく、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止。
	・地方税法附則第 1 2 条の 2 の 9（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）を削除	△	改正地方税法附則 5 3 条

3 農林漁業関係

提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置（案）に掲げられている事項		対応の有無	関係する閣法の条文
① 総則的規定			
	・目的、基本理念、国の責務	×	
② 農林漁業・農山漁村復興再生計画（復興のマスタープラン）の策定		×	
③ 農業分野・農村における復興再生のための特別措置			
	○ 特別の財政援助・助成関係		
	除塩事業に対する助成	○	土地改良特例法 3 条、5 条 1 号並びに 6 条 1 号及び 3 号
	区画整理事業に対する助成	○	土地改良特例法 5 条 4 号並びに 6 条 2 号及び 4 号 なお、農用地の復旧事業に対する補助割合の引上げについては、同法 5 条 2 号
	かんがい施設等農業用施設の復旧事業に対する補助割合の引上げ	○	土地改良特例法 5 条 3 号及び 4 号並びに 6 条 2 号及び 4 号
	災害復旧事業における地方公共団体等の実質的負担の回避	×	

	農業者年金の保険料の免除等の特例	○	財政援助助成法 108 条
	中央卸売市場の復旧事業に対する助成	○	財政援助助成法 106 条
	農業協同組合等に対する支援の強化		第一次補正予算の「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」により一部対応済みか。
○ 金融上の特別措置			
	天災融資制度における貸付対象の拡大、貸付限度額の引上げ、償還期限の延長（天災融資法の特例）	×	激甚災害法の特例措置は発動されているが、さらなる制度の拡充という趣旨であれば天災融資法又は同法政令の改正を要する。
	その他被災農業者に対する経営資金の融資の充実	○	財政援助助成法 110 条、111 条、117 条、118 条、120 条、121 条 1 項、122 条 1 項、123 条 1 項、124 条及び 126 条 1 項 上記に加え、第一次補正予算の「農業経営復旧等のための金融支援」、「東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業」により対応済みか。
	農林水産業団体に対する保証保険制度の拡充等	○	財政援助助成法 112 条
○ その他の特別措置			
	土地改良事業の申請に係る土地改良事業に参加する資格を有する者の同意要件の緩和（土地改良法の特例）	△	土地改良特例法 4 条
	原因者負担を伴う放射性物質除去事業の実施	×	
	被災農地の公有化事業の実施	×	
	被災した農業協同組合の合併支援措置の特例（農業協同組合合併助成法の特例）	×	
	農業協同組合の医療に関する施設の員外利用の制限の適用除外（農業協同組合法の特例）	×	
	農業委員会の委員の選挙期日等の特例	○	農業委員等選挙期日特例法 3 条から 5 条まで
	土地改良法・農振法と都市計画法の一体的運用	×	
④ 林業分野・山村における復興再生のための特別措置			
○ 特別の財政援助・助成関係			
	海岸林その他林業用施設の復旧事業に対する補助割合の引上げ等による復旧の促進		第一次補正予算の「山林施設災害復旧等事業」、「緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策」により一部対応済みか。
	被災した森林組合等の林業事業体に対する支援の充実		第一次補正予算の「森林組合再建に向けた利子助成」により一部対応済みか。

	被災した仮設住宅建設用資材の提供事業者に対する支援		第一次補正予算の「木材供給等緊急対策」、「林業・木材産業等の金融支援措置」により対応済みか。
	○ 金融上の特別措置		
	林業及び木材産業に対する金融・保証支援の充実（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例等）	○	財政援助助成法114条、116条、119条、121条、122条2項、123条2項、125条及び126条2項
	○ その他の特別措置		
	木材系災害廃棄物のバイオマス発電等への有効利用の促進		第一次補正予算の「木材供給等緊急対策」のうち、がれき処理の円滑化等に資する木材破砕機の整備支援により一部対応済みか。
	国有林の活用等による仮設住宅の建設に必要な木材、合板等の資材の安定供給の確保		第一次補正予算の「木材供給等緊急対策」により対応済みか。
	仮設住宅建設用地及びがれきの一時置き場の確保のための国有林野所有国有地の提供		宮城県に対し海岸林の被災地をがれきの一時置き場として無償貸付するなどの運用により対応済みか。
⑤	水産業分野・漁村における復興再生のための特別措置		
	○ 特別の財政援助及び助成		
	激甚法による水産業施設の復旧事業に対する補助割合の引上げ	×	
	災害復旧事業における地方公共団体等の実質的負担の回避	×	
	漁港、漁業用施設、共同利用施設、加工施設、造船所等の復旧及び整備の促進	○	・漁港の復旧については公共工事代行法3条により国による特定災害復旧等漁港工事が可能。 ・漁港、漁業用施設、共同利用施設、加工施設の復旧については、第一次補正予算の「漁港関係等災害復旧事業」、「水産業共同利用施設復旧支援事業」により対応済みか。
	漁船、漁具等の取得に要する費用の助成及びこれらの物のリース事業の実施		漁船、漁具等の取得に要する費用の助成については、第一次補正予算の「共同利用漁船等復旧支援対策事業」により対応済みか。
	民間の加工施設、製氷施設、冷凍・冷蔵施設、造船所等		共同利用であれば、民間の

	に対する支援		加工施設、製氷施設、冷凍・冷蔵施設に対する支援については、第一次補正予算の「水産業共同利用施設復旧支援対策事業」により対応済みか。
	漁業集落の地盤嵩上げ等漁村再建に対する支援		漁業集落に対する支援としては、第一次補正予算の「漁業集落の復旧復興計画の策定」により一部対応済みか。
	○ 金融上の特別措置		
	経営再開のための資金の無利子、無担保、無保証、長期の貸付制度の創設（漁業近代化資金通法の特例等）	○	財政援助助成法109条、113条、115条、121条1項、122条3項、123条3項及び126条3項 上記に加え、第一次補正予算の「無利子・無担保・無保証人融資の推進」により対応済みか。
	被災漁業協同組合に対する支援		第一次補正予算の「共同利用漁船等復旧支援対策事業」、「水産業共同利用施設復旧支援対策事業」により一部対応済みか。
	○ その他の特別措置		
	被災漁業協同組合の合併の支援（漁業協同組合合併促進法等の特例等）	×	
	漁船再保険及び漁業再保険特別会計における保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からの繰入れ	○	財政援助助成法34条及び35条
	海区漁業調整委員会の委員の選挙期日等の特例	○	農業委員等選挙期日特例法1条及び2条
	放射能による海洋汚染の調査及び情報提供	×	
	廃棄水産物の処理事業における雇用等被災漁業者の雇用の確保		被災漁業者の雇用の確保については、第一次補正予算の「漁場復旧対策支援事業」のうち、漁場でのがれきの回収処理の取組支援により一部対応済みか。
	漁船等海底にある障害物の国による撤去及び処理		第一次補正予算の「漁場復旧対策支援事業」により対応済みか。
⑥ 農林漁業・農山漁村復興再生基金			
	○ 農林漁業・農山漁村復興再生基金の設置、国費等の拠出等について定める。	×	

4 その他個別立法関係

提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置（案）に掲げられている事項		対応の有無	関係する閣法の条文
6 東日本巨大地震・津波災害等に係る災害臨時交付金に関する法律案（仮称）			
	・被災自治体が自由に使える「災害臨時交付金」の創設	×	
	・他自治体の職員受入れに係る経費が交付金で全額措置されるよう、所要の規定を整備	×	
7 平成23年度分の地方交付税の総額の特例に関する法律案（仮称）又は地方交付税法の一部を改正する法律案			
	・平成23年度補正予算の編成に伴い、地方交付税を大幅に加算	○	地方交付税総額特例法1条
	・税制上の特例措置に伴う税収減にかかわらず、地方交付税の減額を行わない	－	※現時点では税収の減額補正は行われていない。
8 東日本巨大地震・津波災害等に係る取締役会の定足数の特例に関する法律案（仮称）			
	・東日本巨大地震・津波災害等により定足数を満たすことが困難な株式会社の取締役会の定足数（過半数）を緩和すること（会社法第369条の特例）。	×	
9 東日本巨大地震・津波災害等に伴う失踪宣告の特例に関する法律案（仮称）			
	・東日本巨大地震・津波災害等に遭遇した者の生死が、平成23年3月11日から1か月間明らかでないときは、遺族の申請により、失踪宣告をすることができるものとする（民法第30条第2項の特例）。	×	保険・年金等の「みなし死亡」については、財政援助助成法により特例措置が講じられている。（12 東日本巨大地震・津波災害等に伴う行方不明者の死亡推定の特例に関する法律案 参照）
10 東日本巨大地震・津波災害等の被災者に係る貸金業法の特例に関する法律案（仮称）			
	・緊急性の高い小口資金融資の緩和（過剰貸付け等の禁止（貸金業法13条の2）の緩和であれば立法措置が必要か。緩和の内容によっては、政省令又は運用で対応可。）	×	
11 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）			
	・地域金融機関の基盤強化（地域金融機関が、中小企業・小規模事業者の金融支援に万全な対応を図るという自らの機能を確実に果たすための基盤強化の枠組みを、早急に講じる。）	×	
12 東日本巨大地震・津波災害等に伴う行方不明者の死亡推定の特例に関する法律案（仮称）			

	・保険・年金等についての便宜を図るため、国民年金法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法、私立学校教職員共済法等の法律に、行方不明者の「みなし死亡」を災害発生から1ヶ月を経過した場合に遺族の申請により認める特例措置の規定を設けること。	△	財政援助助成法11条（恩給法）、12条、（一般職の職員の給与に関する法律） 13条（国家公務員災害補償法）、14条（国家公務員退職手当法）、21条（地共済法）、22条（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法）、23条（地方公務員災害補償法）、32条（国共済法）、33条（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法） 142条（防衛省の職員の給与等に関する法律） 41条（国共済法の死亡に係る給付） 79条（労働者災害補償保険法）、80条（中小企業退職金共済法）、83条（石綿による健康被害の救済に関する法律）60条（船員保険）、93条（戦傷病者戦没者遺族等援護）、97条（厚生年金保険）、99条（国民年金）、100条（確定給付企業年金）、101条（確定拠出年金） ※災害発生から<u>3ヶ月</u>を経過した場合に特例措置を認める内容
13	東日本巨大地震・津波災害等による被災児童生徒等の就学機会の確保等のための特別措置に関する法律（仮称）		
	・経済的援助の実施 ・就学援助手当の支給 ・特別給付型奨学金の創設 ・学校への納付金の免除（私立学校については代替措置）など	×	
	・転入学の手続、教科書、学用品等の無償給与、課程修了の認定その他の教育行政に係る事務の弾力的かつ円滑な実施	×	
14	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案		

	・災害復旧に関し新学校を新築する場合及び被災児童生徒を受け入れる学校が校舎等を増築する場合の国庫負担を現行の1/2から引き上げること。	×	
15 東日本巨大地震・津波災害等に対処するための私立学校施設災害復旧事業等に係る特別措置法案（仮称）（例示）			
	・私立学校施設災害復旧事業に対する補助の特例 ・国は、東日本巨大地震・津波災害等により被害を受けた私立の学校の用に供される建物等の災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、その2/3を補助すること。	×	
	・専修学校及び各種学校施設災害復旧事業に対する補助 ・国は、東日本巨大地震・津波災害等により被害を受けた専修学校又は各種学校の用に供される建物等の災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該専修学校又は各種学校の設置者に対し、予算の範囲内において、2/3を補助することができること。	×	
	・日本私立学校振興・共済事業団による私立学校教育に対する援助の特例 ・日本私立学校振興・共済事業団は、東日本巨大地震・津波災害等により被害を受けた私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の設置者に対し、通常の条件よりも有利な条件で資金を貸付け、貸付金に係る元金の償還及び利息の支払いを猶予する等必要な援助に努めること。	×	
16 特定大学等が被災学生等に係る授業料の減免等を行った場合における国等による特別の補助に関する法律（仮称）			
	・財政難の学校が学生等の支援を行う場合にそれを補助する制度について特別立法により創設すること。	×	
17 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（「災害復興対策基本法（仮称）」の1項目とすることも考えられるか）			
	・都道府県教育委員会は、災害の発生により市町村教育委員会がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村教育委員会の事務の全部又は一部を当該市町村教育委員会に代わって行わなければならないこと。	×	
18 東日本巨大地震・津波災害基金法案（仮称）又は地方交付税法等の一部を改正する法律案（仮称）			
	・事業再開資金の給付や無利子貸付等を行う基金の設置	×	
	・又は、地方自治体が設置する同様の基金に対し国庫補助を実施	×	
19 東日本巨大地震・津波災害等の被災者に係る災害救助法の特例に関する法律案（仮称）			
	・仮設工場・仮設店舗等について救助の対象とする。	×	※財政援助助成法130条（（独）中小企業基盤整備機構による仮設工場・仮設店舗等の整備を

			規定)
20	東日本巨大地震・津波災害等による廃棄物の処理及び清掃の特例に関する法律案（仮称）		
	・災害ゴミの処理費用について、国が全部を負担できるようにする。	△	財政援助助成法 139 条（国の負担割合の特例を規定） ※地方負担金は 100 % の交付税措置で対応
	・災害ゴミ捨て場の確保について国及び県の支援の特例を規定	×	
	・し尿処理についての国・県の費用負担や一部処理の支援の特例を規定	△	財政援助助成法 3 条 1 項 6 号（一般廃棄物処理施設の災害復旧事業費の補助を規定）、財政援助助成法 139 条（国の負担割合の特例を規定）
21	地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案		
	・学校、公民館等において災害対応設備（燃料電池や太陽光発電、蓄電池、暖房設備）の整備等を行う場合における国の負担割合を現行の 1/2 から引き上げること。	×	
22	道路法〔等〕の一部を改正する法律案（仮称）		
	・都道府県等による市町村事業の権限代行制度の創設 ※ 提言 3 頁では、道路を代表例として挙げていたが、公共工事代行法では、ほかに漁港、砂防、港湾、海岸、地すべり等防止、下水道、河川及び急傾斜地崩壊防止についても規定されている。	○	公共工事代行法 3 条（漁港）、4 条（砂防）、5 条（港湾）、6 条（道路）、7 条（海岸）、8 条（地すべり等防止）、9 条（下水道）、10 条（河川）、11 条（急傾斜地崩壊防止）
23	東日本巨大地震・津波被害等を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案（仮称）		
	・被災地復興のために行われる公共事業に被災失業者が一定の割合（最大 40 %）で雇用されることを確保すること。	×	
24	雇用保険法の一部を改正する法律案（仮称）		
	・被災失業者の失業給付の所定給付日数を延長すること。	○	財政援助助成法 82 条
25	東日本巨大地震・津波被害等を受けた自営業者の職業訓練の実施等による就職の支援に関する法律案（仮称）		
	・雇用労働者への転職を余儀なくされた被災自営業者に対しても公共職業訓練の受講を無料とし、訓練手当等を支給すること。	×	
26	東日本巨大地震・津波災害等に対処するための埋葬等の特例に関する法律案（仮称）		
	・墓地以外の区域に埋葬等を行うことを認めること。（墓地、埋葬等に関する法律第 4 条第 1 項の特例）	×	
27	災害対策基本法の一部を改正する法律案（仮称）		
	・指定公共機関に介護支援専門員（ケアマネージャー）を追加（第 2 条第 5 号の改正）	×	
28	災害救助法の一部を改正する法律案（仮称）		

① 瓦礫の処理 ・救助の種類に瓦礫の処理を加える。(第23条第1項の改正) ・瓦礫の処理費用については、国が全額負担すること。 ② 避難所及び応急仮設住宅の提供 ・避難所及び応急仮設住宅の提供費用については、国が全額負担すること。 ③ 自治体が自発的に行う救援物資の輸送・保管、職員の派遣等の費用について、災害救助法の国庫負担の対象とすること。	(①)	財政援助助成法139条 (①)
29 障害者自立支援法の一部を改正する法律案(仮称)又は東日本巨大地震・津波災害等に伴う障害者自立支援法の特例に関する法律案(仮称)		
・被災した障害者福祉施設では障害福祉サービスの新体系への移行準備が困難であることを踏まえ、新体系への移行期限を延長(障害者自立支援法附則第1条第3号の改正又は特例)	×	

二 提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置(案)に掲げられている事項にない事項であって閣法で措置されているもの

閣法で措置されている内容	閣法の関係条文
改良住宅及び地区施設についての補助率の引上げ	財政援助助成法3条
一般廃棄物処理施設の復旧事業費の一部を補助	財政援助助成法3条1項6号
特定被災地方公共団体である県が経費を支弁することとされている警察施設の復旧に要する経費の2/3を国が補助する。	財政援助助成法4条
特定被災地方公共団体について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。	財政援助助成法5条
市町村の仮庁舎の建設等に要する経費の補助(3分の2)	財政援助助成法6条
消防施設の復旧に要する経費の補助(3分の2)	財政援助助成法7条
地方債の特例	財政援助助成法8条及び9条
年金の決定の特例 ・地共済法の退職共済年金の決定の特例 ・国共済法の退職共済年金の決定の特例 ・私学共済の特例 ・老齢厚生年金の裁定の特例	財政援助助成法15条 財政援助助成法26条 財政援助助成法39条 財政援助助成法96条
一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例等	財政援助助成法34条及び35条
保健所の災害復旧に関する補助	財政援助助成法44条
火葬場の災害復旧に関する補助	財政援助助成法45条
と畜場の災害復旧に関する補助	財政援助助成法47条
石綿による健康被害の救済のため支給される給付等に充てる一般拠出金の免除(石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の特例)	財政援助助成法84条
老齢基礎年金の裁定の特例	財政援助助成法98条
災害弔慰金の支給等に関する法律の特例	財政援助助成法103条
行方不明者に対する厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済	財政援助助成法107条

組合制度における死亡推定	
行方不明者の死亡推定等による、公害健康被害補償の速やかな給付	財政援助助成法 140 条
防衛省職員の給与等に関する法律の給与に係る規定の適用に関し、東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった防衛省の職員の死亡の時期の推定規定を設ける。	財政援助助成法 141 条
株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法等の一部改正等（完全民営化の3年延長）	財政援助法附則7条～11条
甚大な被害を受けた市街地において建築制限を行うことができる期間の延長	建築制限特例法 1 条
平成23年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置を定めるもの	財源確保特措法
被災三県（岩手、宮城、福島）における地上デジタル放送への完全移行の延期（最長一年）及び延期期間におけるアナログ放送に要する費用の助成 ※「提言を実現するために必要と思われる主な法制上の措置（案）」には掲げられていなかったが、提言本文において「被災地域においてアナログ放送を延期する場合に、アナログ放送設備の維持等に係る費用を国が負担する」との記述あり(32頁、XII 4 ②)。	電波法特例法 2 条及び 4 条

第二 政省令等に対応

一 内閣府関係

- 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（仮称）
 - 現在6月末まで延長されている有価証券報告書の提出期限をさらに延長する。

二 総務省関係

- 特別交付税に関する省令の改正
 - 地籍調査及び防災集団移転促進事業に要する経費については、特別交付税の算定方法の特例を設けることにより、地方公共団体の負担の軽減する（同省令第2条第1項及び第3条第1項の特例）。
- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正
 - 11条の2（特殊公務に従事する非常勤消防団員の特例）の改正により、被災地での活動中に災害に遭った非常勤消防団員への損害補償を拡充

三 法務省関係

- 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案（仮称）
 - 適用すべき措置として、民事調停法による調停の申立ての手数料の免除を追加すること等（特定非常災害特別措置法第2条第2項及び第6条に基づく政令）。
- 罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令案（仮称）
 - 罹災都市借地借家臨時処理法の規定を東日本巨大地震・津波災害及びその被災地区に適用する

ための政令を制定することにより、

- ・被災者たる借家人が新たに建築された賃貸物件に優先的に借家権を得ることを可能とする同法第14条
- ・借地人において借地上の建物を登記する事によって借地権を確保していた場合に建物が滅失しても借地権が失われることがないように5年間確保することを可能とする同法第10条
- ・借地権の残存期間が10年未満の場合には10年間に延長することを可能とする同法第11条などの規定を適用すること。

四 財務省関係

- 1 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（仮称）
 - ・災害減免制度の適用を受けるための手続を簡素化する。

五 厚生労働省関係

- 1 雇用調整助成金額の引き上げ（雇用保険法施行規則附則15条の3の改正）
 - ・雇用調整助成金の助成率の引き上げを検討すること。
- 2 特定求職者雇用開発助成金の活用（雇用対策法施行規則6条の2、雇用保険法施行規則110条の改正）
 - ・被災企業のみならず、域外に移住した被災者の雇用事業主にも助成を行うこと。
 - ・住宅付きで被災者を雇用した事業主に割増助成を行うこと。
- 3 災害救助法第23条第1項第10号に基づく災害救助法施行令第8条の一部改正
 - ・理容師・美容師が避難所で行う生活衛生改善について費用を国庫負担
- 4 医療法施行規則の特例
 - ・被災地に医師・歯科医師・薬剤師・看護師等を派遣した医療機関等について、人員基準等の要件を当面の間緩和（医療法第21条第1項第1号に基づく医療法施行規則第19条等の特例）

六 農林水産省関係

- 1 農地転用の手続緩和に係る農地法政省令の改正
 - ・農地転用の際の提出書類等を簡素化すること（手続の枠組みそのものを変更する場合は、農地法改正）。
- 2 東日本巨大地震・津波災害等による被害について天災融資法を発動させるための政令の制定
 - ・天災融資法においては、対象となる災害を政令で指定することとなっており、東日本巨大地震・津波災害等についてもその対象とすること。
- 3 土地改良法施行令の一部改正
 - ・被災により土地改良事業負担金の支払が困難となった者について、負担金の支払猶予及び無利子化についての特例を設けるため、土地改良法施行令を改正すること。
- 4 復興競馬の実施に係る競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の改正
 - ・競馬の開催日の特例を設けること。
 - ・JRAが得た資金の使途を拡大すること。
- 5 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の改正
 - ・地方公共団体が所有する、漁業活動にとって不可欠な荷さばき所、製氷冷凍冷蔵施設等を共同利用施設（暫定法第1条の3）に含める改正を行うことにより、これらの施設についても暫定法上の災害復旧の対象とすること。
- 6 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の改正
 - ・小型漁船のトン数の要件（上限5トン）（施行令第23条第3項）を緩和することにより、補助対象の拡充を図ること。

七 経済産業省関係

- 1 電気設備に関する技術基準を定める省令の改正
 - ・電気設備に関する技術基準を厳格化（耐震設計面の強化、送電系統の二重化）

八 国土交通省関係

1 鉄道軌道整備法施行令及び同法施行規則の改正

- ・鉄道施設の高強度化（改良復旧）に対する補助（施行令第1条の改正又は特例）
- ・災害復旧事業に要する費用に係る国の補助割合（ $1/4$ ）の $1/2$ への引上げ（施行令第2条の改正又は特例）
- ・災害復旧事業に要する費用の補助を受けることができる鉄道事業者の赤字要件の緩和（施行規則第15条の3第2項・第3項の特例）

2 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の改正

- ・防災集団移転促進事業に要する経費に係る国の補助割合（ $3/4$ ）の $9/10$ への引上げ（施行令第2条の改正又は特例）
- ・移転先の住宅団地の最低規模要件の緩和（施行規則第1条の改正又は特例）

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の改正

- ・公共土木施設に係る災害状況の報告、国庫負担の申請、成功認定の申請に係る提出書類の簡略化（施行規則第4条、第5条、第12条及び各条に係る様式の改正又は特例）

九 防衛省関係

1 防衛省職員の給与等に関する法律施行令改正

- ・災害派遣等手当及び死体処理手当の増額

2 賞じゆつ金に関する訓令の一部改正

- ・賞恤金を1.5倍に引き上げること。

3 予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令の一部改正

- ・予備自衛官の階級・昇進における制約を除くこと。

十 人事院関係

1 人事院規則9－30（特殊勤務手当）改正

- ・特殊勤務手当のうち、災害関連の手当の増額

原発・エネルギーに関する指摘事項

原発被害への対応も急がなければならない。このため、『原発事故被害に関する特命委員会』及び『エネルギー政策合同会議』の議論を加速させ対策を取りまとめるが、当面の指摘事項は以下の通り。

⑩○“電力復旧についての「夏まで」＋「年間」＋「3ヶ年」3段階計画”の策定。

エネルギー基本計画の見直し。

⑩○周波数変換所と送電設備の早急な手当て、東清水変換所の増設工事（H26完成予定）の前倒しを含め増設。

⑩○電源開発が所有する北海道・本州間の送電線の容量の増強。

⑩○I P P・大手企業などで発電設備を東電管内等にする場合に、税法・金融上の特例補助等により支援。

⑩○火力発電所の増設や出力増、ガスタービンの緊急配備にかかる輸入や環境アセスメント法、電事法の手続き緩和、必要な場合特例法の制定。

⑩○東京電力…企業や経営者を守るのではなく、現時点で地域独占の電力事業者の事業継続能力を維持させる…政府系金融の出資、融資等。

⑩○夏場の電力総量規制に向けてのルール化

政令の復活、現状（オイルショック当時は石油の使用量を抑える目的、今回はピーク時の電力使用量の抑制）に適応するような形に改訂

○電力総量規制によって救急医療や緊急手術等を行う医療機関については、電力の総量規制違反によって医療法人の法人格の取消事由にならないようにすること。

○中部電力浜岡原発の法令に基づかない停止が、「今後30年以内にマグニチュード8程度の地震が起きる確率84%」というデータを理由としていることによって惹起された「静岡及び周辺地域の“風評被害”」への補填措置の導入（企業等の新規の進出や投資の手続き、マンション・宅地造成の冷え込み、商業の停滞）

⑩○原発の放射性物質の飛散により、風評被害も含め農・漁村、商店街は甚大な被害を受けている。原発による被害に対しては別途の基金を創設すべきである。

⑩○原子力災害派遣及び御遺体搬送等に従事する自衛官への手当・「賞恤（しょうじゅつ）金」等の引き上げ措置。

⑩○原子力災害における作業時の自衛官の装備、装具の充実（交換）。

⑩○原子力災害に対応する化学防護隊の充実強化。

- ④○福島原発20～30km圏内の医療・薬局・生活支援の仕組みの構築。
- ④○出荷停止等の被害を受けた生産者や関係事業者に対して、万全の補償を行うこと。出荷自粛や風評被害により売上が減少した農畜産物等についても同様に万全の補償を行うこと。
- ④○原子力災害避難により営農継続が困難に陥る農業者に対し再開及び転廃業に要する補償、または再生産に向けて可及的速やかに復旧を進め、土壌の安全宣言および安全確保を行うこと。
- ④○放射性物質の影響を受けて原乳（生乳）の出荷停止指示が出ている福島県及び茨城県については、迅速に適切な廃棄処分を講ずる。廃棄した原乳代・飼料代・労働費等の実質的な損害に加え、風評被害によるその他の農畜産物の損害についても補償すること。補償額の算出にあたっては、昨年の青色申告を参考にし、増減頭数については按分して計算すること。
- ④○福島第1原発から半径20キロ圏の避難指示区域内の農家（畜産農家含む）については被害の全額補償をするとともに、休業補償及び再建費用等についても補償すること。半径20～30キロの屋内・自主避難区内についても20キロ圏内と同様の措置を講じること。
- ④○震災及び放射性物質の影響を受けた県に対しては、「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）」「肉用牛繁殖経営支援事業（子牛補給金の補完事業）」「養豚経営安定対策事業」の算定基準について、全国平均とせず特例的に地域の実情を十分に反映した県毎の算出方法を採用すること。
- ④○出荷制限が長期化すれば、わが国全体の生乳の需給に影響を及ぼすことから、制限解除に向けて放射性物質の検査・判定を計画的かつ頻繁に行うとともに、制限解除をした場合は、消費者に速やかに情報を提供して風評被害の防止に努めること。また、放射性物質が検出された対象が、飼料か水か家畜自体かを明確にすること。
- ④○飼料用草地の土壌に放射性物質が残留した場合、休耕補償や代替地を確保する資金についても補償すること。
- ④○農畜水産物をはじめ、木材、工業製品、輸送関係等における風評被害対策に万全な対応を行うこと。
- ④○医師・歯科医師・薬剤師・看護師等はボランティアに派遣しているため、20～30キロ圏内は、国の責任で派遣すること。
- ④○原発調査に関しては広範囲にモニタリングすること。
- ④○福島県における業者による水道管工事等の敬遠に対して改善を図ること。

- ④ ○復旧作業員等の大量被ばくに備え、造血幹細胞の事前採取を行うこと。
- ④ ○復旧作業に従事している自衛隊員の寝所等の待遇改善を図ること。
- ④ ○地震や津波の被害が深刻なガス事業者への震災復旧に要する費用の一部補助等の支援を行う。
- 被災者へのL P ガス供給の支援（料金免除、設備設置費用の免除に係わる国等による補てん）を行う。
- ④ ○L P ガスの安定供給を確保（国家備蓄の放出や被災L P ガス充填所の修復）する。
- ④ ○L P ガス一次基地（輸入基地）、二次基地の災害復旧支援及び災害対応能力の強化支援を行う。
- ④ ○学校、公民館等への災害対応設備（燃料電池や太陽光発電、蓄電池、暖房設備等）の常時設置に対する支援を行う。
- ④ ○中長期のエネルギー政策として代替エネルギー（太陽光等）の導入、LED、スマートメータ等、省エネ体制の早期整備
- ④ ○エコポイントを活用した節電や自家発電施設の整備支援、省エネ機器の普及
- ④ ○国際的な風評被害対策として、日本の農産物や製品等を輸入している各国を中心到的確の情報提供と「安全性」のアピールに資する国による物産展や展示会の開催支援
- ④ ○国・商工会議所等が放射能に対する安全性を公的に証明する「品質保証」を行う仕組みを構築する。
- ④ ○原発被害による避難者に対する一時金（仮払金）や被害を受けた農水産業者等への一時金（仮払金）についても、早急に方針を定め、国主導で進めること。
- ④ ○将来の復興ビジョン、特に、国土の再構築、エネルギーのあり方について具体的方向性を示す。
- ④ ○風評被害等による深刻な影響を踏まえた観光振興、訪日旅客促進（全国、特に東北地方）
- ④ ○震災特別立法に際し、福島原発関連自治体について、避難時期が長期にわたる場合も勘案した手当てを検討する。
- ④ ○原発周辺地域における衣類のクリーニングの取扱いについて、基準を設けクリーニング業各店舗にサーベイメータを設置すべきである。
- ④ ○計画的避難区域等が指定された場合の被災者支援策を講じる。
- ④ ○医療機関・薬局・医薬品製造・流通関係については電力総力規制の適用除外など適切な対応をすること。
- 避難区域等の設定により営農が継続不能となり請求もできない農業者等に対し、休業補償や出荷不能となっている農畜産物の補償内容を明示し、早急に仮払いを行うこと。
- 東京電力の補償金の仮払いについて、自治体と関係機関の連携を強化すること。とく

- に農林水産業・商工業者等への仮払いを促進すること。
- 農林漁業者及び中小企業者に対し、東京電力による賠償金の支払い（仮払いを含む）を迅速に行うこと。
- 原発事故の長期化は、近隣の地域だけでなく、その影響は広範囲にわたり、企業の存続をも脅かす深刻な状況になってきている。ついては、事故の早期収束と風評被害を含め、被害を受けた中小・小規模事業者に対する十分な補償と支援。
- 自家発電装置、受電設備、サーバの無停電装置など自主的な自家電力需給に向けた取り組みに対して、現物支給や共同による現物貸与など思い切った促進策を講じて頂きたい。また、節電の実施に伴う環境基準や労働規制への抵触については、規制緩和措置を講じるなど柔軟な運用を行うこと。
- 電気式冷房からガス式冷房への切り替えを促進させるため、業務用ビル等に関するガス冷房の導入補助
- 太陽光発電の補助制度の支援拡充、蓄電システム導入支援（東電、東北電のみならず中部電力管内も）
- 緊急的な計画停電等も想定されるが、医薬品の中には冷蔵保存や厳密な管理が必要な医薬品も多く、停電により保冷機能が損なわれると品質の劣化等を生じ、医療の提供に必要な医薬品の供給が不可能となる。こうした事態を未然に防ぐために、医療機関、薬局、医薬品製造販売業者、医薬品卸販売業者等を計画停電の対象から除外するほか、各施設で自家発電設備を設置する際には、当該設備に係る費用に対して、財政的な支援を行うべきである。
- 福島原発30キロ圏内の事業所への雇用調整助成金制度の適用
- 児童・生徒の安全のための原発事故への対応
- 学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な基準1-20mSv/年の検証
・科学的・合理的な根拠がなければ再検討すべき
- 汚染除去・被ばく防止に向けた対応
・福島県内の全ての学校に、公衆向け掲示機能付きの放射線計測機を設置する
・土壌や校舎の汚染除去の手法の確立（国庫補助が必要）
・夏期への対応（窓を閉め切った教室でエアコンがない状態では授業が困難）
- 児童・生徒に対する、より多方面からの放射線の影響評価
・内部被ばくや慢性被ばくの健康影響評価
・地産・地消の面からの給食への影響（個々の食材の放射性物質の値は基準値以下でも、複合して摂取した場合の健康影響評価はどうか）
- 夏期の計画停電への準備（節電により計画停電を実施しない事が最上だが、浜岡原発の運転停止を受け、連鎖的に全国で電力不足が生じる可能性があり、備えは必要）

- ・ 定時制高校（夜間に停電すると授業が不可能）や電気機器を使った実習の多い職業系高校への影響、給食への対応、鉄道が止まった際の通学手段など、3月の計画停電で明らかになった諸課題への対応策を講じておくべき
- 今回の東京電力福島第一原発事故の被害は想定を超える甚大な規模であり、すべての被害者に「相当因果関係」の証明責任を求めることが困難であることを踏まえ、国の関与を明確にした上で、賠償金の支払いについて万全を期すこと。
- 紛争審査会の一次指針に盛り込まれなかった風評被害等の賠償範囲について、中間取りまとめを待たず早期に決定すること。
- 原発事故に起因する農畜林水産物の価格下落等について、適切な情報提供などの損害拡大防止策を講じるとともに、損失補償を確実に実施すること。
- 原発事故により休業や制限区域外での営業を余儀なくされているJAや厚生連病院などの事業者に対し、万全な補償を行うこと。また、雇用調整助成金の適用などの雇用対策を実施すること。
- 放射性物質の野菜等への移行係数を早急に明示するとともに、土地や水について対策を講じること。
- お茶やたばこ等、加工の上、摂取する作物の安全基準について検討を加え、対策を講じること。
- 土地改良法特例法の附帯決議に基づき、放射性物質の被害除去について、技術的な知見の集積に努めるとともに、これを踏まえた対処方針を明確に示すこと。森林、丸太・製品への影響や範囲についても調査・公表、安全対策に努めること。
- 原発事故に起因する農畜林水産物の廃棄について、廃棄方法などの対処方針を明示し関係者に周知すること。
- 放射能汚染調査のための農畜産物の収去の権限や、出荷制限等の判断基準に関する制度や体制整備を図ること。検査体制のさらなる充実強化を図ること。
- 食品健康影響評価を早急に実施するとともに、生産者・消費者に分かりやすい食品の放射線濃度の基準を示すこと。
- 避難区域等における家畜の避難について、あらかじめ順番を定めるなど万全を期すこと。
- 日本からの輸出農水産物の扱いについて各国の対応が異なっているが、早急に国内の検査体制を充実・迅速化するとともに、過剰な対応を求めている国に対し丁寧な説明を行い、理解を求めること。